

P C B 廃棄物

適正処理の手引き

《 令和 5 年 5 月 》

横 浜 市 資 源 循 環 局

事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課

はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、昭和29年から国内で生産が開始されましたが、昭和43年のカネミ油症事件を契機にしてその毒性が社会問題化しました。それにより、昭和47年に国の指導により製造使用の中止措置がとられ、昭和49年には「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」によりPCBの製造・輸入・使用は原則的に禁止となりました。

これ以降、PCB廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき高温焼却処理が一部で行われましたが、焼却によるダイオキシン類などの発生が危惧され、施設の設置に際しては地域住民の理解が得られず、所有する事業者による長期保管が余儀なくされてきました。

長期にわたる保管が継続する中、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念されるとともに、国際的にも平成13年にPCB等についての残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）が採択され、一定の目標年次を設定して、PCB含有機器の使用の停止、PCB廃棄物の処理の推進等が明記されました。

国内では、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）」が施行されました。それに伴い、国が日本環境安全事業株式会社（平成26年12月、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に社名変更。以下「JESCO」という。）を設立し、首都圏では平成17年11月から東京都のJESCOの処理施設において、PCB廃棄物の処理が行われています。さらに、平成21年11月に、廃棄物処理法施行規則が改正され、低濃度PCB廃棄物を処理できる施設の維持管理における技術上の基準等が定められ、処理施設が設置されています。

その後、高濃度PCB廃棄物をJESCOに処分委託していない事業者や、高濃度PCB使用製品の使用を続ける事業者が存在する状況を踏まえ、PCB特措法は平成28年に改正されました。改正法では、処分期間内に高濃度PCB廃棄物を処分すること、使用中の高濃度PCB使用製品についても処分期間内にその廃棄を終えることが義務付けられました。高濃度PCBについては、廃変圧器等は令和4年3月31日、廃安定器等は令和5年3月31日に処分期間が終了しています。なお、低濃度PCB廃棄物については、従前どおり、令和9年3月31日までに処分することが義務付けられています。

本手引きは、横浜市内において、PCB廃棄物の保管、収集・運搬及び処分を適正に行うため、PCB廃棄物保管事業者の皆様を対象に編集した冊子です。

今後のPCB廃棄物の取扱いや処理の手引きとして、お役立ていただければ幸いです。

目次

1	PCBの特性と汚染の特徴	1
1.1	物性と用途.....	1
1.2	汚染の特徴.....	2
2	PCB廃棄物に係る規制の特徴	2
2.1	排出事業者の責務.....	2
2.2	PCB特措法に定められた事業者の責務.....	2
2.3	PCB廃棄物の期間内の処分.....	2
2.4	PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限.....	2
2.5	塗膜の除去工事に伴い排出されるPCB廃棄物の処理責任.....	3
3	廃棄物の種類とPCB廃棄物の分類	3
3.1	廃棄物の区分と産業廃棄物の種類.....	3
3.2	PCB廃棄物の種類.....	5
3.3	高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物.....	6
3.4	廃重電機器等のPCB濃度判別方法.....	7
3.5	安定器のPCB使用有無判別方法.....	7
4	PCB廃棄物の保管とPCB使用製品の取り扱い	8
4.1	保管基準等.....	8
4.2	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務.....	9
4.3	使用中の機器の取扱い.....	10
5	PCB廃棄物の処理	10
5.1	低濃度PCB廃棄物の処理.....	10
5.2	収集・運搬基準等.....	11
5.3	委託基準等.....	12
6	PCB特措法等に基づく主な届出等	14
7	PCB廃棄物に係る主な罰則	16
7.1	廃棄物処理法関係.....	16
7.2	PCB特措法関係.....	18

資料編

資料1～12、届出等様式

1 PCBの特性と汚染の特徴

1.1 物性と用途

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、ビフェニル骨格の水素が塩素で置換されたものの総称であり、化学的に安定、熱で分解しにくい、金属をほとんど腐食しない、絶縁性が良いなど、物理的・電気的特性に優れ、粘着性に富んでいることから、表1に示したように変圧器（トランス）やコンデンサーの絶縁油及び熱媒体、感圧紙のほか、塗料などに使われてきました。

表1 PCBの主な用途

用途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・工場・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	変電所等の電力用コンデンサー、蛍光灯の安定器、テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー、医療用X線装置用コンデンサー、昇降機（エレベーター等）用コンデンサー
熱媒体 （加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス、アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙、印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、建築用シーリング材、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

（資料）環境省「ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて〔令和4年4月版〕」より（一部改変）

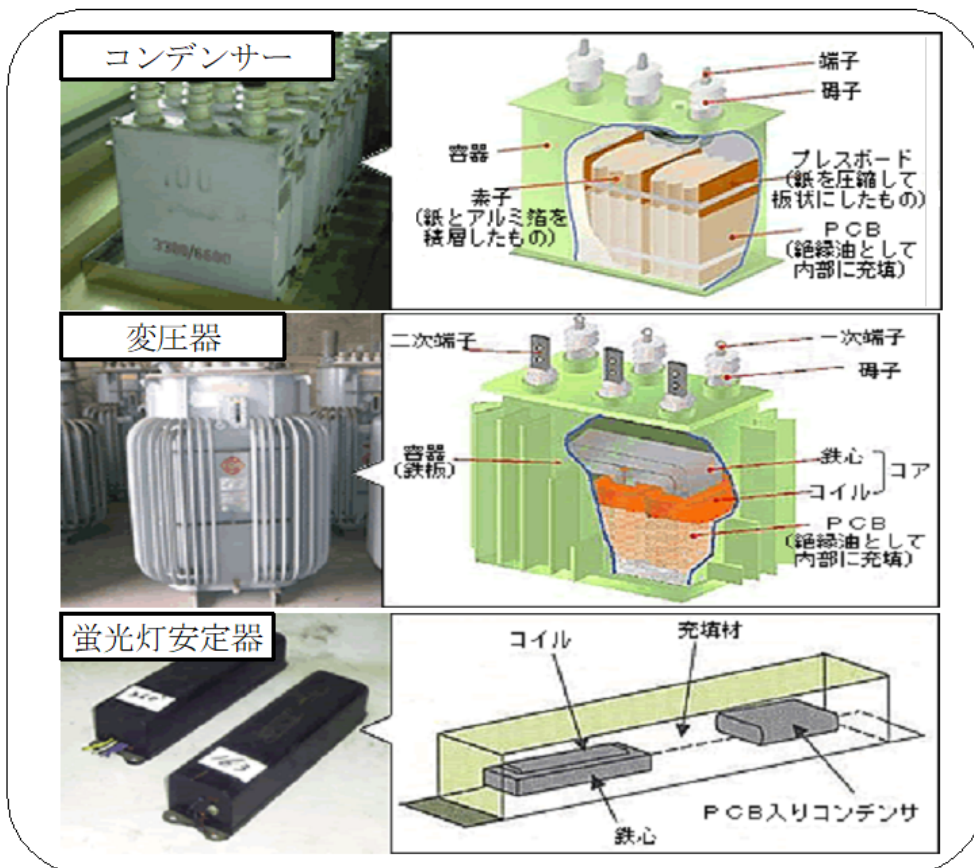


図1 使用機器と構造（例）

1.2 汚染の特徴

PCBなどの残留性有機汚染物質は、環境中で分解されにくい、脂溶性で生物濃縮率が高い(生物蓄積、濃縮性)、半揮発性という特徴があります。人の健康、環境への有害性(毒性)が確認されており、水、底質や生物などの広範囲にわたり環境中に残留していることが報告されています。人体に与える影響については、皮膚障害、肝臓障害、手足のしびれ、メラニン色素沈着等が確認されています。

2 PCB廃棄物に係る規制の特徴

PCB廃棄物の処理等は、廃棄物全般に対する規制を定めた廃棄物処理法のほか、平成13年7月に施行されたPCB特措法により規制をうけ、このなかで濃度別の分類ごとに処分期間が定められていることが特徴です。この2つの法律は、PCB廃棄物を適正に処理し、環境等への被害防止を図るために相互に補完する関係にあり、各々の目的は次のとおりです。

○ 廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

○ PCB特措法(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)

難分解性かつ人体に有害で、処分が滞ってきたPCB廃棄物について、その保管・処分等について必要な規制や体制の整備をすることにより、その確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的としています。

2.1 排出事業者の責務(廃棄物処理法第3条、第12条)

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。また、産業廃棄物の運搬又は処分を処理委託の基準を遵守した上で他人に委託することができますが、適正に最終処分が終了するまでは、この責務から逃れることはできません。従って、慎重な業者選定や適正処理の確認等が必要です。

2.2 PCB特措法に定められた事業者の責務(PCB特措法第3条)

PCB廃棄物の保管事業者は、そのPCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければなりません。

また、PCB使用製品の所有事業者は、確実に、そのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう努めなければなりません。

2.3 PCB廃棄物の期間内の処分(PCB特措法第10条第1項、第14条、同令第6条、第7条)

PCB廃棄物の保管事業者は、そのPCB廃棄物の種類に応じた期間内に処分しなければなりません。低濃度PCB廃棄物(「3.3 高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物」参照)の処分期間は令和9年3月31日までです。なお、高濃度PCB廃棄物の処分期間は令和5年3月31日をもって終了しています。

2.4 PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限(PCB特措法第17条、同規則第26条)

何人も、環境省令で定める場合のほか、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはなりません。環境省令で定める場合とは、主に以下のとおりです。

- ・ 地方公共団体に譲り渡す場合
- ・ 地方公共団体が譲り受ける場合

- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であって、次の場合
 - イ 市長が認めた場合
 - ロ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社に譲り渡す場合
 - ハ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社が譲り受ける場合
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が确实かつ適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなったと市長が認めた場合であって、次の場合
 - イ 当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を确实かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として市長が認める者に譲り渡す場合
 - ロ 当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を确实かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として市長が認める者が譲り受ける場合
- 環境省令で定めた場合であっても、横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱において、**市長に申請を行い、承認を受けるものとする**とありますので、やむを得ず譲渡しや譲受けの必要性が生じた場合には、**必ず横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課（☎045-671-2513）まで御相談ください。**

2.5 塗膜の除去工事に伴い排出されるPCB廃棄物の処理責任（PCB特措法第17条、同規則第26条）

PCBを含有した塗膜（PCB含有塗膜）については、PCB含有塗膜を有する施設を保有及び管理する者が自らの責任において确实かつ適正に処理してください。（PCB廃棄物の処理については、廃棄物処理法第21条の3第1項の建設工事の元請業者を当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とする旨の規定は適用されません。）

3 廃棄物の種類とPCB廃棄物の分類

3.1 廃棄物の区分と産業廃棄物の種類（廃棄物処理法第2条第4項）

廃棄物は、図2のように、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。廃棄物処理法では、産業廃棄物が定義されており、産業廃棄物以外は一般廃棄物として定められています。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち20種類の廃棄物及び国外で発生して輸入された廃棄物をいいます。

また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物が定められています。なお、表2の紙くずや繊維くず等は、特定の業種（業種限定）の事業者から生じた廃棄物だけが産業廃棄物になりますが、PCB廃棄物は事業活動から発生する場合、その業種にかかわらず、全て特別管理産業廃棄物になります。

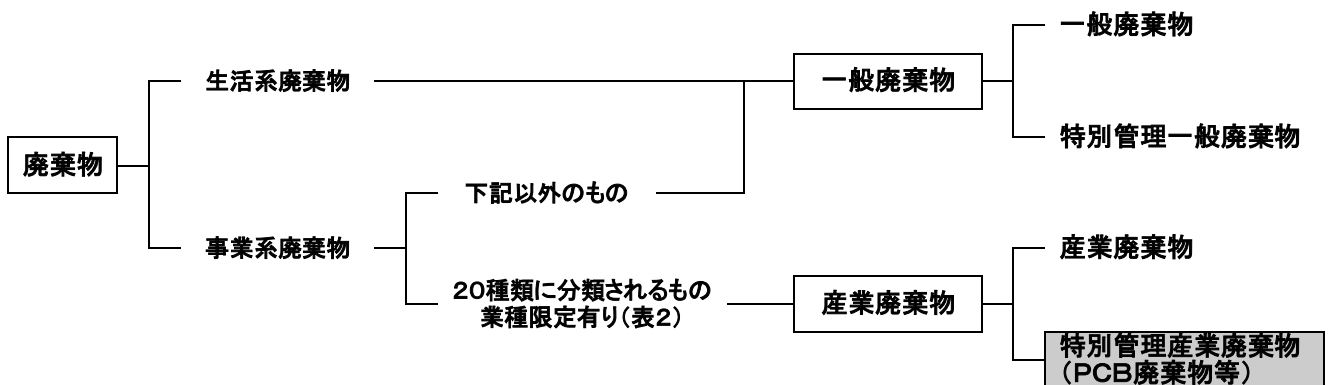


図2 廃棄物の区分

表2 産業廃棄物の種類

種類		具体例	
1	燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃排出物、焼却残灰	
2	汚泥	排水処理及び製造工程において生ずる泥状物、活性汚泥法による処理後の汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く。）、赤泥（廃アルカリとの混合物）、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土（廃油との混合物）、カーバイドかす、建設汚泥	
3	廃油	潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、廃溶剤、タールピッチ類（常温において固形状を呈するものに限る。）、硫酸ピッチ（廃酸との混合物）、タンクスラッジ（汚泥との混合物）	
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類、発酵廃液等、すべての酸性廃液	
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液等、すべてのアルカリ性廃液	
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類を含む	
7	ゴムくず	天然ゴムくず	
8	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等	
9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等	
10	鉱さい	高炉、平炉、転炉等の残さい、キューボラのノロ、ボタ、鋳物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガ破片等	
12	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は産業廃棄物（動植物性残さ、動物系固形不要物を除く。）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの	
業種限定(A)・品目限定(B)のある産業廃棄物	13 紙くず	A	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、②パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの、③新聞業に係るもの（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、④出版業に係るもの（印刷出版を行うものに限る。）、⑤製本業及び印刷物加工業に係るもの
		B	⑥ポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	A	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、②木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの、③パルプ製造業に係るもの、④輸入木材の卸売業に係るもの、⑤物品賃貸業に係るもの
		B	⑥貨物の流通のために使用したパレットに係るもの（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）⑦PCBが染み込んだもの
	15 繊維くず	A	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものであって木綿くず、羊毛くず等の天然繊維
		B	③PCBが染み込んだもの
	16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等）
	17	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業に係るものであって畜舎廃水を含む
	19	動物の死体	畜産農業に係るものに限る
20	施行令第2条第13号に定めるもの	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、形態又は性状からみてこれらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物等）	

3.2 PCB廃棄物の種類（廃棄物処理法第2条第5項）

PCB廃棄物とは、表3に示す特別管理産業廃棄物のうち、廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物です。

なお、PCBが含まれているコンデンサー、変圧器等の機器情報を資料1「PCB使用電気機器一覧」に、安定器の問合せ先等を資料2「PCB使用安定器の判別等」に掲載しました。

表3 特別管理産業廃棄物

種類		備考																																						
廃油		・揮発油類、灯油類、軽油類等																																						
廃酸		・水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸																																						
廃アルカリ		・水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ																																						
感染性産業廃棄物		・医療関係機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物																																						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃PCB及びPCBを含む廃油 【例：PCB熱媒体、PCB電気絶縁油、PCB混入汚染油等】 〔廃重電機器等について機器ごとに測定された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下の場合、PCB廃棄物には該当しません。（平成16年2月17日環廃産発第040217005号通知）〕 																																						
	PCB汚染物	<ul style="list-style-type: none"> ・PCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず ・PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず ・PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず ・PCBが付着した陶磁器くず、がれき類 【例：高圧変圧器・コンデンサー、安定器の外器や廃PCB等以外の内容物、汚泥やがれき類などでPCBが染み込んだり、付着したもの】 <p>PCB汚染物等の該当性の判断基準(令和元年10月11日環循規発第1910112号、環循施発第1910111号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>判断基準</th> <th>分析方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃油</td> <td>0.5 mg/kg以下</td> <td>・告示第192号（※3）別表第二 ・告示第192号別表第三の第一 ・簡易測定法マニュアル（※4）</td> </tr> <tr> <td>廃酸、廃アルカリ</td> <td>0.03 mg/L 以下</td> <td>・環境庁告示第13号（※5）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃プラ</td> <td>0.5 mg/kg超の PCB が含まれた油が付着していないこと</td> <td>・告示第192号別表第三の第二 ・告示第192号別表第三の第三</td> </tr> <tr> <td>含有濃度 0.5mg/kg 以下（※1）</td> <td>・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法（※6）</td> </tr> <tr> <td>金属くず、陶磁器くず</td> <td>0.5 mg/kg超の PCB が含まれた油が付着していないこと</td> <td>・告示第192号別表第三の第二 ・告示第192号別表第三の第三</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">紙くず</td> <td>検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下</td> <td>・告示第192号別表第四</td> </tr> <tr> <td>含有濃度 0.5mg/kg 以下（※1）</td> <td>・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木くず、繊維くず</td> <td>検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下</td> <td>・告示第192号別表第四</td> </tr> <tr> <td>含有濃度 0.5mg/kg 以下（※1）</td> <td>・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法</td> </tr> <tr> <td>コンクリートくず</td> <td>検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下</td> <td>・環境庁告示第13号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">汚泥</td> <td>検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下</td> <td>・環境庁告示第13号</td> </tr> <tr> <td>含有濃度 0.5mg/kg 以下（※1）</td> <td>・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下</td> <td>・環境庁告示第13号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:PCBを含む油が自由液(※2)としては明らかに存在していない場合に限る。 ※2:PCBを含む油が染み込み又は付着した廃棄物から、PCBを含む油が染み出し又は脱離して、液体状態として確認できるもの。 ※3:特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省告示第192号) ※4:絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)平成23年5月環境省 ※5:「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」昭和48年2月環境庁告示第13号 ※6:低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)令和2年10月環境省</p>	対象	判断基準	分析方法	廃油	0.5 mg/kg以下	・告示第192号（※3）別表第二 ・告示第192号別表第三の第一 ・簡易測定法マニュアル（※4）	廃酸、廃アルカリ	0.03 mg/L 以下	・環境庁告示第13号（※5）	廃プラ	0.5 mg/kg超の PCB が含まれた油が付着していないこと	・告示第192号別表第三の第二 ・告示第192号別表第三の第三	含有濃度 0.5mg/kg 以下（※1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法（※6）	金属くず、陶磁器くず	0.5 mg/kg超の PCB が含まれた油が付着していないこと	・告示第192号別表第三の第二 ・告示第192号別表第三の第三	紙くず	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	・告示第192号別表第四	含有濃度 0.5mg/kg 以下（※1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法	木くず、繊維くず	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	・告示第192号別表第四	含有濃度 0.5mg/kg 以下（※1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法	コンクリートくず	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	・環境庁告示第13号	汚泥	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	・環境庁告示第13号	含有濃度 0.5mg/kg 以下（※1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法	その他	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	・環境庁告示第13号
	対象	判断基準	分析方法																																					
	廃油	0.5 mg/kg以下	・告示第192号（※3）別表第二 ・告示第192号別表第三の第一 ・簡易測定法マニュアル（※4）																																					
	廃酸、廃アルカリ	0.03 mg/L 以下	・環境庁告示第13号（※5）																																					
	廃プラ	0.5 mg/kg超の PCB が含まれた油が付着していないこと	・告示第192号別表第三の第二 ・告示第192号別表第三の第三																																					
		含有濃度 0.5mg/kg 以下（※1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法（※6）																																					
	金属くず、陶磁器くず	0.5 mg/kg超の PCB が含まれた油が付着していないこと	・告示第192号別表第三の第二 ・告示第192号別表第三の第三																																					
	紙くず	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	・告示第192号別表第四																																					
		含有濃度 0.5mg/kg 以下（※1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法																																					
木くず、繊維くず	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	・告示第192号別表第四																																						
	含有濃度 0.5mg/kg 以下（※1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法																																						
コンクリートくず	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	・環境庁告示第13号																																						
汚泥	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	・環境庁告示第13号																																						
	含有濃度 0.5mg/kg 以下（※1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法																																						
その他	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	・環境庁告示第13号																																						

P C B 処理物	<ul style="list-style-type: none"> ・廃P C B等又はP C B汚染物を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準に適合しないもの 												
	P C B 処理物の判定基準（廃棄物処理法規第一条の二第4項）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処理したP C B廃棄物の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃油</td> <td>0.5mg/kg（試料）以下</td> </tr> <tr> <td>廃酸、廃アルカリ</td> <td>0.03mg/l（試料）以下</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類、金属くず</td> <td>付着、封入されていないこと</td> </tr> <tr> <td>陶磁器くず</td> <td>付着していないこと</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>0.003mg/l（検液）以下</td> </tr> </tbody> </table>	処理したP C B廃棄物の種類	基準	廃油	0.5mg/kg（試料）以下	廃酸、廃アルカリ	0.03mg/l（試料）以下	廃プラスチック類、金属くず	付着、封入されていないこと	陶磁器くず	付着していないこと	上記以外	0.003mg/l（検液）以下
	処理したP C B廃棄物の種類	基準											
	廃油	0.5mg/kg（試料）以下											
廃酸、廃アルカリ	0.03mg/l（試料）以下												
廃プラスチック類、金属くず	付着、封入されていないこと												
陶磁器くず	付着していないこと												
上記以外	0.003mg/l（検液）以下												
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の施設から生じた廃水銀又は廃水銀化合物 													
<ul style="list-style-type: none"> ・水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 													
廃水銀等													
廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等 												
	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性石綿等 												
鉱さい、燃え殻、ばいじん、廃油、廃溶剤、汚泥、廃酸、廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> ・「政令で定められた施設」から生じたもの又は当該施設を設置する事業場から生じたもの及びこれらを処分するために処理したもので、水銀、カドミウム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害物質が「特定有害産業廃棄物の判定基準」に適合しないもの 												
燃え殻、ばいじん、汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物焼却炉である特定施設から生じる燃え殻、ばいじん（集じん施設により集められたもの）、汚泥（湿式集じん施設、廃ガス洗浄装置から排出されたもの）でダイオキシン類の基準に適合しないもの及びこれらを処分するために処理したものでダイオキシン類の基準に適合しないもの 												

3.3 高濃度P C B廃棄物と低濃度P C B廃棄物

P C B 廃棄物は濃度により2種類に分類され、処理方法や処分期間、処理施設が異なります。

○ 高濃度P C B廃棄物（P C B特措法第2条第2項、同規則第4条第1項）

高濃度のP C B 廃棄物は次のとおりです。

- ・P C B原液
- ・P C B濃度が0.5%（5,000mg/kg）を超えるP C Bを含む油
- ・P C Bを含む部分に含まれているP C Bが以下の基準を超えるP C B汚染物

高濃度P C B 廃棄物の基準となる数値

汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他P C Bが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちP C Bを含む部分 100,000mg/kg
廃プラスチック類のうち、P C Bが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類 100,000mg/kg
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他P C Bが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物 5,000mg/kg

※ 高濃度P C B 廃棄物の処分期間は令和5年3月31日をもって終了しています。万が一、処分委託契約が済んでいない高濃度P C B 廃棄物等を保管している場合は、速やかに横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課（☎045-671-2513）まで御連絡ください。

○ 低濃度P C B廃棄物（P C B特措法第14条）

P C B 廃棄物のうち高濃度P C B 廃棄物に該当しないものを低濃度P C B 廃棄物といいます。廃電気機器については、機器に含まれる絶縁油中のP C B濃度が0.5mg/kg超～5,000mg/kg以下であれば、低濃度P C B 廃棄物に該当します。

P C B 特措法に定められた低濃度P C B 廃棄物の処分期間は令和9年3月31日までです。

3.4 廃重電機器等のPCB濃度判別方法

○ 銘板からの型式等の照合

電気機器の銘板の情報から、高濃度PCBの使用（資料編の資料1参照）又はPCBが不含有の機器であることが判別できます。詳細は各メーカーへお問い合わせください。

○ PCB濃度の測定

銘板の情報からPCBが含まれているか否か判別できない機器については、PCB濃度を測定する必要があります。

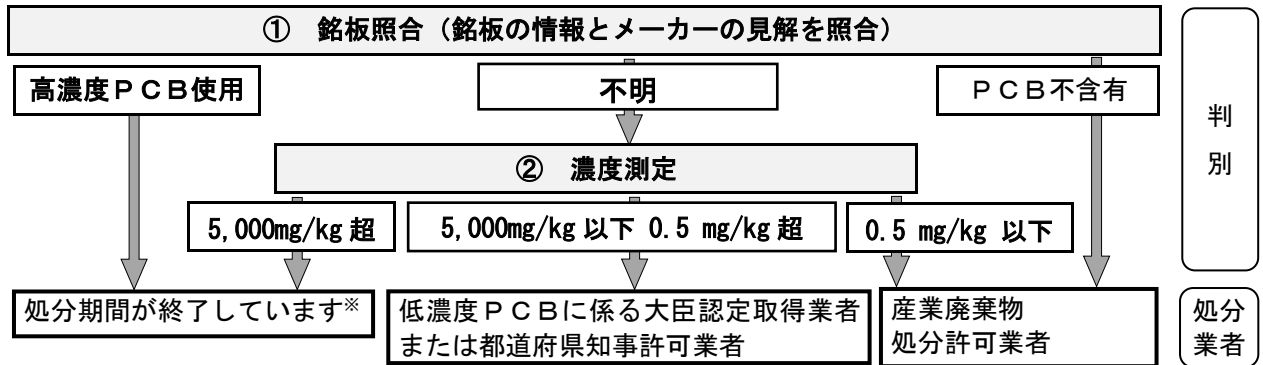


図3 廃重電機器等のPCB濃度判別方法

3.5 安定器のPCB使用有無判別方法

安定器とは、蛍光灯照明器具などに付帯する機器で、PCB油の封入されたコンデンサーが内蔵されている場合があります。照明器具の製造年、用途及び種類からPCBが使用されている可能性がある場合には、銘板による確認が必要です。

○ PCB使用安定器が使われている可能性のある照明器具の判別

次のすべてに当てはまる照明器具は、PCB使用安定器が使用されている可能性があるため、銘板（ラベル）情報による確認をおこなってください。

- ・ 設置時期（取り付けられた建物の建築時期）が昭和52年（1977年）3月以前である
- ・ 共同住宅（アパート・マンションなど）、事業用建物（宗教施設を含む、過去に事業用であった建物を含む）又は倉庫（自宅に付随する倉庫を含む）に取り付けられている
- ・ 照明器具の種類が「蛍光灯器具」「水銀灯器具」「ナトリウム灯器具」のいずれかである

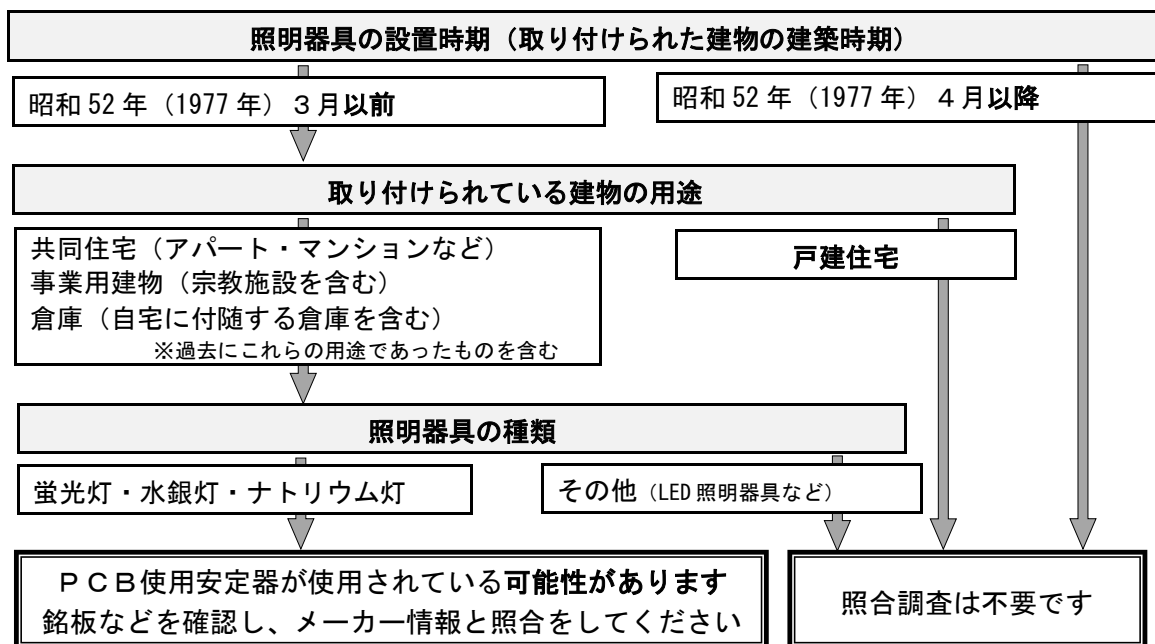


図4 銘板情報照合の要否判断フロー

○ 銘板（ラベル）情報からの照合

照明器具のラベル、または安定器の銘板の記載内容を確認し、銘板・ラベルの内容を元にメーカーに問合せ又はホームページで情報を照会することで、PCB使用安定器かどうかを確認します。

調査方法についての詳細は、資料2及び（一社）日本照明工業会のウェブサイト（<https://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>（右QRコード））をご覧ください。



※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っていた**高濃度PCB廃棄物の処分期間は令和5年3月31日をもって終了**しています。

万が一、処分委託契約が済んでいない高濃度PCB廃棄物等を**保管している場合は、速やかに横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課（☎045-671-2513）まで御連絡**ください。

4 PCB廃棄物の保管とPCB使用製品の取り扱い

4.1 保管基準等（廃棄物処理法第12条の2第2項、同規第8条の13）

PCB廃棄物を保管する事業者は、保管にあたって、次の廃棄物処理法等で規定する基準を遵守し、適正な管理を行ってください。

- (1) 周囲に囲い（保管するPCB廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。）が設けられていること。
- (2) 見やすい箇所に、次に掲げる要件を満たした掲示板が設置されていること。
 - ア 縦及び横それぞれ60cm以上であること。
 - イ 表示事項（図5参照）を記載すること。
 - ・ 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
 - ・ 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - ・ 保管場所の管理者氏名又は名称及び連絡先
- (3) 保管場所からPCB廃棄物が飛散、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないような措置を講ずること。
- (4) ネズミが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。
- (6) 上記以外に、次のPCB廃棄物の個別基準を遵守すること。
 - ア 容器に入れ密封すること等による揮発防止のための必要な措置を講ずること。
 - イ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
 - ウ 腐食防止のために必要な措置を講ずること。

特別管理産業廃棄物保管場所	
種類	PCB廃棄物 (コンデンサー等、具体的廃棄物名)
管理者	〇〇(株)△△課××係
連絡先	045-〇〇〇-△△△△
最大保管高さ	

図5 保管掲示板の表示（例）

【保管場所の選定と管理】

PCB廃棄物を保管する場合には、4.1 保管基準等に示す保管基準以外にも、経年劣化による漏洩や紛失等を防ぐ観点から、下記のような措置をしておくことが望まれます。

- 保管場所は、むやみに人が入らず、高温にならない場所や直射日光が当たらない鍵のかかる部屋（建屋等）を選定してください。
- 保管場所の床面には、PCBが漏洩した場合等を想定して、金属製受皿や耐油樹脂コーティングなどで浸透防止を図ってください。特に高濃度のPCB絶縁油を使用した変圧器・コンデンサーについては、オイルパンに収納して保管してください。

- 地震等により転倒し、破損しないよう転倒防止等を図ってください。
- 保管容器は、転倒しにくく、出し入れしやすい、処理のための運搬時にも損傷しにくい堅牢で密封性のある容器（鋼製容器等）を使用してください。
- 容器内に保管する場合は、他の廃棄物と区別するために図6を参考にして、容器に表示を施してください。

P C B 保管容器
P C B 廃棄物種類：
注意事項：

図6 容器表示（例）

- 保管場所の状況や保管容器等の破損、P C B の漏洩の有無を点検して記録してください。記録の内容等に関しては、資料編に掲載しましたので参考にしてください。

- 資料3 「P C B 廃棄物保管施設等点検記録表」
- 資料4 「運搬容器の使用前点検・修繕記録表」

- 保管中の緊急連絡体制の整備や管理者等が対処すべき緊急マニュアル及び注意事項を作成してください。緊急マニュアル等の内容に関しては、資料編に掲載しましたので参考にしてください。

- 資料5 「緊急時対応マニュアル（保管時）」
- 資料6 「P C B 廃棄物を取り扱う際の注意事項等」

- 緊急事態に備えて、表4を参考に対応備品等を常備してください。

表4 緊急時・防災備品、装備品（例）

常備品	具体例
保護服	全身防護作業服、化学防護服（耐化学薬品、耐ガス）
保護手袋	耐油性、耐摩耗性のあるもの
保護長靴	耐油性、爪先鋼板入り
呼吸用保護具	ろ過式マスク（直結式・隔離式）、給気式マスク（自給式・送気式）
保護眼鏡	硬質プラスチック製、軟質塩化ビニル製
流出・飛散防止用具	吸油マット、吸油材、ウエス、砂
回収用具	シャベル、容器（オープンドラム缶）
標識	ラベル、プラカード
消火設備	粉末消化剤、泡消化剤、二酸化炭素消化剤等
緊急連絡網	電話（携帯電話）、無線
緊急時対応マニュアル	安全データシート、緊急連絡網

4.2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務（廃棄物処理法第12条の2第8項）

P C B 廃棄物を保管する事業者は、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。当該責任者の主な業務は、P C B 廃棄物の適切な保管及び処分等の状況を把握するほかに、計画を立て、適正な処理等を確保することです。

なお、特別管理産業廃棄物管理責任者は、表5の資格が必要です。

表5 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（感染性廃棄物を除く）

学校等要件	修業課程	修了科目・学科	実務経験等※1
① 環境衛生指導員			職歴2年以上
② 大学等	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	卒業後2年以上
	理学、薬学、工学、農学 又は相当課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後3年以上
③ 短大・高専	理学、薬学、工学、農学 又は相当課程	衛生工学、化学工学	卒業後4年以上
		衛生工学、化学工学以外	卒業後5年以上
④ 高校・中等教育学校		土木科、化学科又は相当学科	卒業後6年以上
		理学、工学、農学又は相当科目	卒業後7年以上
⑤ その他	学歴不問		10年以上
⑥ ①～⑤上記に掲げる者と同等以上の知識を有する者※2と認められる者			

※1 実務経験等とは②～⑤にあつては、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験年数。

※2 「知識を有する者」とは、旧厚生大臣が認定した講習会修了者、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)実施の特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会修了者等。

講習会申込・問い合わせ：(公社)神奈川県産業資源循環協会 TEL：045-681-2989

4.3 使用中の機器の取扱い

使用中の電気工作物にPCBの混入が確認された場合（絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超えるもの）は、電気事業法に基づき、経済産業省関東東北産業保安監督部（TEL:048-600-0387）に届出を行ってください。

使用中の電気工作物以外の機器に高濃度PCBが使用されている場合は、毎年度、廃棄の見込み等に関し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書【様式第一号（一）】を提出してください。また、使用中の機器に低濃度PCBが含有されている場合は、当該使用製品をポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書に記入の上、提出をお願いします。

使用中は漏洩等の不具合が発生しないよう日常点検を実施してください。また、電路から一度外したPCB含有電気工作物は、電気事業法（電気設備に関する技術基準を定める省令）により、電路への再施設が禁止されています。

5 PCB廃棄物の処理

5.1 低濃度PCB廃棄物の処理

平成21年11月、廃棄物処理法施行規則改正に伴い、低濃度PCB廃棄物を処理できる施設の技術上の基準等が定められ、大臣認定を受けた処分業者により処理できる施設等（※）が設置されています。施設により処理できる廃棄物の種類（廃油／トランス・コンデンサー等／その他汚染物／処理物）が異なります。

（※）無害化処理認定施設等一覧（環境省ウェブページ：資料12参照）

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

※ JESCOで処理を行っていた**高濃度PCB廃棄物の処分期間は令和5年3月31日をもって終了**しています。

万が一、処分委託契約が済んでいない高濃度PCB廃棄物等を**保管している場合は、速やかに横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課（☎045-671-2513）まで御連絡**ください。

5.2 収集・運搬基準等（廃棄物処理法第12条の2第1項、同令第6条の5第1項及び第2項）

PCB廃棄物を保管する事業者は、自らその管理の効率性や安全性を高めるなどの目的で当該物を移動・集約したり、処分のために施設に搬入する場合には、次の基準を遵守するほか、必要な管理を行ってください。また、環境省で定めているPCB廃棄物収集・運搬ガイドラインを参考にしてください。

- (1) PCB廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- (4) 運搬車の両側面に、廃棄物の運搬車両である旨の図7の表示をすること。



※140pt は約5cm、90pt は約3cm以上です。

図7 収集運搬車両表示（例）

- (5) ほかの物と区分して収集・運搬すること。
- (6) 運搬車、運搬容器は飛散、流出、悪臭の漏れのないこと。
具体的な容器としては、資料編の資料7「運搬容器の規格」を参考にしてください。
- (7) 収集運搬する者は、PCB廃棄物に係る以下の事項を記載した書面を備え付けること。また、取扱いに係る注意事項等を文書にして携帯してください。
 - ア 氏名又は名称及び住所
 - イ 運搬するPCB廃棄物の種類及び数量
 - ウ 運搬するPCB廃棄物を積載した日、積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
 - エ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先なお、携帯する文書の作成にあたっては、資料編の資料8「携行書類の記載内容例」を参考にしてください。
- (8) 上記に加えて8ページの4.1 保管基準等(6)の、PCB廃棄物の個別基準と同じ事項を遵守すること。
- (9) その他、船舶運搬や積替えをする場合は、基準を遵守すること。

【PCB廃棄物の自己運搬】

- 運搬前に容器等の破損の有無を確認してください。
- 運搬容器は、転倒や損傷がしにくく、出し入れがしやすい、堅牢で密封性のあるものを使用してください。
- 運搬に際して転倒防止の対策をしてください。
- 運搬車両は、できるだけ密閉性の高いものを使用し、廃PCB等の運搬車両である旨の表示（図7参考）をしてください。
- 運搬車両には、特別管理産業廃棄物管理責任者等、PCB廃棄物の取扱い知識のある者が運転又は同乗してください。
- 運搬に際しては、取扱い事項を記載した書類を携帯してください（資料編の資料8参照）。
- 運搬時は、事故の未然防止に努め、事故緊急時における連絡体制の整備や運搬従事者が対処すべき緊急マニュアルを作成して、対応備品等とともに携帯してください。
- その他、運搬に際して生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じてください。
- 運搬に際しては、事前にルート等を定めて運搬者に周知するとともに、運搬前に運搬廃棄物の漏洩確認や荷くずれの防止等を行ってください。なお、留意する事項を資料編に掲載しましたので、参考にしてください。

●資料9「収集運搬時の確認・留意事項」

- 収集・運搬における緊急時の連絡体制整備や管理者等が対処すべき緊急マニュアルなどを作成してください。なお、緊急マニュアル等に盛り込む事項を、資料編に掲載しましたので、参考にしてください。

●資料10「緊急時対応マニュアル(収集・運搬時)」

- 事故等の発生に備えて、9ページの表4を参考に必要な備品等を携帯してください。

5.3 委託基準等(廃棄物処理法第12条の2第6項、第12条の3、同令第6条の6)

廃棄物処理法では、産業廃棄物の保管や収集・運搬、処分に至るまでの処理を排出者自らが適正に行わなければならないと定められているほか、委託基準を遵守することにより、他人に委託することができることと規定されています。この規定は、より厳しい処理基準が課せられている特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物等)についても同様に適用されています。

- (1) 事業者は、特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物の収集・運搬業者及び処分業者のほか、環境省令で定める者に委託すること。
- (2) 事業者は、あらかじめ委託する特別管理産業廃棄物の処理業者に、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状その他、環境省令で定める事項を文書で通知すること。
- (3) 委託の契約は、廃棄物処理法に規定された項目を盛り込んだ書面によって行い、許可証の写しなど必要な書類が添付されていること。
- (4) 委託契約書は、その契約期間終了後5年間保存すること。
- (5) 委託する事業者は、受託者に特別管理産業廃棄物を引き渡す際、規定された事項を記載したマニフェストを交付すること。
- (6) マニフェストを交付した事業者は、交付したマニフェストの写しを交付した日から5年間保存すること。
- (7) マニフェストを交付した事業者は、マニフェストの写しの送付を受けたときは、その運搬又は処分が終了したことをそのマニフェストの写しにより確認し、かつ、そのマニフェストの写しを送付を受けた日から5年間保存すること。
- (8) その他、廃棄物処理法等に定める事項等。

【委託の手順】

[委託契約書]

- 収集・運搬の委託先の選定にあたっては、特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写しの提出を求め、PCB廃棄物を運搬できる業者か否かの確認をしてください。
低濃度PCB廃棄物については、各施設の認定証等の写しの提出を求めてください。
- 委託契約は、事前に、①委託者と収集・運搬受託者、②委託者と処分受託者、それぞれに必要とする委託内容を盛り込み、二者間で文書によって締結してください。
- 委託契約書には、表6の項目を盛り込み、必要な書面を添付してください。
- 委託処理終了後の委託契約書は、契約終了の日から「5年間」保存してください。

表6 委託契約書に盛り込む事項等

◇ 委託契約書に含める共通事項(収集運搬及び処分契約書共通)
(イ) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
(ロ) 委託契約の有効期間
(ハ) 委託者が受託者に支払う料金
(ニ) 受託者が収集・運搬又は処分の「業」許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
(ホ) 委託者が受託者に対して適正処理のために必要な事項に関する情報
① 性状及び荷姿

② 通常の保管状況下での腐敗、揮発性等の性状の変化 ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障 ④ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークの表示に関する事項 ⑤ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨 ⑥ その他取扱いに際して注意すべき事項 (v) 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る(vi)の情報に変更があった場合の情報の伝達方法 (vi) 受託業務終了時の受託者から委託者への報告に関する事項 (vii) 契約解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項	
◇ 運搬契約書の個別事項 (共通事項に加えて)	◇ 処分契約書の個別事項 (共通事項に加えて)
(A) 運搬の最終目的地の所在地 (B) 積替え又は保管を伴う委託に際しては、その積替え又は保管の場所の所在地、保管ができる産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び安定型産業廃棄物にあっては他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項	(a) 処分又は再生 (以下「処分等」) の場所の所在地、処分等の方法及び処分等に係る施設の処理能力 (b) 最終処分以外の処分 (中間処理) を委託する際には、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、処分等の方法及び施設の処理能力 (c) 許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
◇ 契約書に添付する書面	
許可証の写し、認定証の写しなど受託者が他人の産業廃棄物の収集運搬、処分又は再生を業として行うことができることが事業の範囲に含まれていることを証する書面	
◇ 保存期間	委託契約書及び添付した書面は、契約終了の日から5年間、保存すること

[マニフェストの交付]

- 契約後、実際にPCB廃棄物を引き渡す際には、必ずマニフェストを交付してください。
- マニフェストの交付に際して、委託者が記載しなければならない事項を以下に示します。記載漏れなどが無いように注意してください。
 - ① 産業廃棄物の種類、数量、受託者の氏名又は名称
 - ② 交付年月日、交付番号
 - ③ 委託者 (排出事業者) の氏名又は名称及び住所
 - ④ 排出事業場の名称及び所在地
 - ⑤ 交付担当者の氏名
 - ⑥ 受託者 (運搬及び処分業者) の住所
 - ⑦ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場合の所在地
 - ⑧ 荷姿
 - ⑨ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
 - ⑩ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量
- 交付したマニフェストは、「収集・運搬」、「処分」それぞれの受託者からその写しによる処理の報告が来ますので、これにより適正処理の確認を行ってください。また、交付したマニフェストの写しは「交付した日から5年間」、戻されたマニフェストの写しは「送付を受けた日から5年間」保存してください。なお、マニフェストの流れの例を図8に掲載しましたので、参考にしてください。

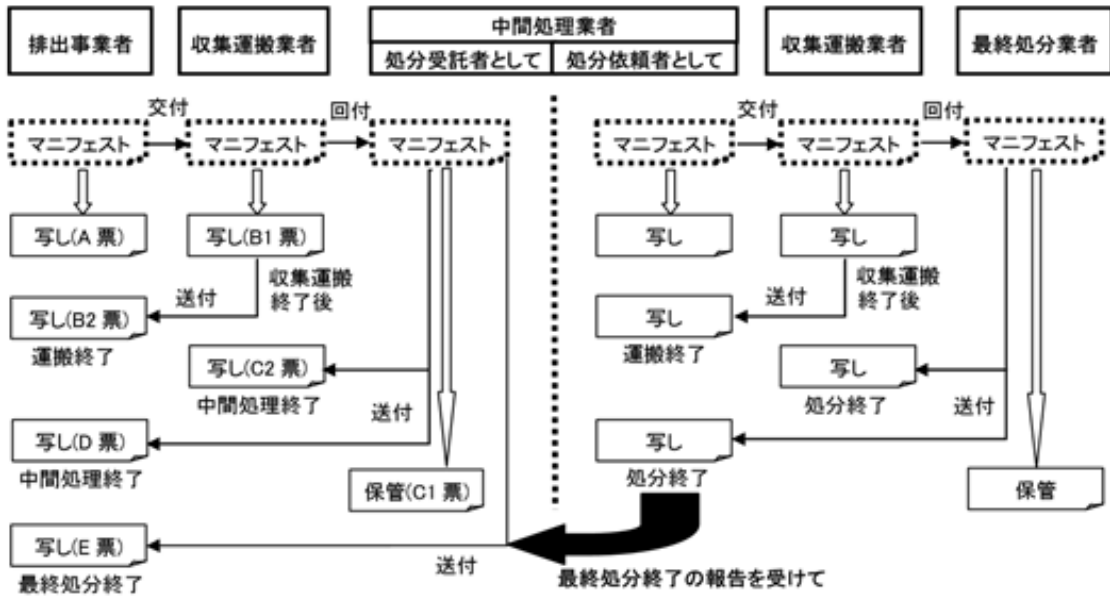


図8 交付したマニフェストと流れ

- ◆ 排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に収集運搬業者にマニフェストを交付。
- ◆ 運搬受託者は、運搬終了後、マニフェストに必要事項を記載し、10日以内にマニフェスト交付者にその写し（B2票）を送付。
- ◆ 処分受託者は、処分終了後、マニフェストに必要事項を記載し、10日以内にマニフェスト交付者にその写し（D票）を送付。
- ◆ 処分受託者が中間処理を受託した者である場合、その処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けた後、排出事業者から交付されたマニフェストに最終処分が終了した旨を記載し、10日以内にマニフェスト交付者にその写し（E票）を送付。

- PCB廃棄物に係るマニフェストの写しの送付が、B2票、D票は交付日から60日以内、E票は180日以内になかった場合、廃棄物処理法により、規定する期間が経過した日から30日以内に、措置内容等報告書（様式第四号、様式第五号）を横浜市長に提出する必要があります。
- 運搬、処分等を委託したPCB廃棄物の処理を行うことが困難となった、又は困難となるおそれがあるとして、処理業者等の処理を委託した者から書面によりその旨の通知を受けたとき、上記同様、措置内容等報告書を横浜市長に提出する必要があります。

6 PCB特措法等に基づく主な届出等

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書【様式第一号（一）】*

根拠法令	PCB特措法第8条第1項、第15条、第19条、同規則第9条、第20条、第27条
対象事業者	PCB廃棄物の保管又は高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く）の所有事業者 ※ 継続して保管している場合、 <u>毎年度届出を提出</u> する必要があります。 ※ 前年度中に処分を全て終了した場合も、今年度分の届出まで提出する必要があります。 ※ 前年度に処分した廃棄物がある場合、マニフェストD票又はE票の写しを添付してください。 ※ 保管及び処分の状況、廃棄の見込みについては公衆の縦覧に供されます。
提出期限	毎年6月30日まで

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書【様式第二号】*

根拠法令	PCB特措法第8条第2項、同規則第10条第2項、第11条、第21条、第28条
対象事業者	PCB廃棄物の保管又は高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く）の所在の場所を変更した事業者 ※「市内の運搬」「市外から市内への運搬」「市内から市外への運搬」のいずれも対象です。
提出期限	場所を変更した日から10日以内

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書【様式第四号】*

根拠法令	PCB特措法第10条第2項、第15条、第19条、同規則第13条、第23条、第31条
対象事業者	ア 保管する全ての高濃度PCB廃棄物を処分（委託契約の締結）した事業者 イ 保管する全ての低濃度PCB廃棄物を処分（委託契約の締結）した事業者 ウ 使用する全ての高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く）を廃棄した事業者
提出期限	全ての高濃度PCB廃棄物若しくは全ての低濃度PCB廃棄物の処分を処分した日（委託契約の締結日）又は高濃度PCB使用製品の使用を中止した日から20日以内

(4) 承継届出書【様式第七号】

根拠法令	PCB特措法第16条第2項、第19条、同規則第25条第1項、第35条第1項
対象事業者	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く）の所有事業者について相続、合併又は分割により事業者の地位を承継した者
提出期限	承継があった日から30日以内

(5) 譲受け届出書【様式第八号】

根拠法令	PCB特措法規則第26条第2項、第36条
対象事業者	環境省令で定める場合（「2.4 PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限」参照）により、PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品を譲り受けた者 ※ PCB廃棄物を譲り受ける場合には、事前の申請・承認が必要です
提出期限	譲り受けた日から30日以内

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書【第1号様式】*

根拠法令	横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第2条
対象事業者	PCB廃棄物が新たに発生*した事業者（発生した後に保管の事業場へ運搬するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書を提出する場合は除く） ※ ・PCB廃棄物を新たに発見したとき ・PCB使用製品を電路から外したとき ・PCB含有調査等の結果から、PCB廃棄物であると判断されたとき ・サンプリングや抜油作業により、サンプルや汚染物等が発生したとき など
提出期限	発生後、速やかに

(7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等保管状況等変更報告書【第2号様式】

根拠法令	横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第3条
対象事業者	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の内容（数量や種類等）に変更が判明した事業者
提出期限	判明した日から30日以内

(8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書【第3号様式】*

根拠法令	横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第4条
対象事業者	PCB廃棄物を保管する事業場を変更するために運搬を行う事業者
提出期限	運搬を行う前

(9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書【第4号様式】

根拠法令	横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第5条、第6条
対象事業者	PCB廃棄物の譲渡しをする事業者
提出期限	譲渡しを行う前

(10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書【第5号様式】

根拠法令	横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第5条、第6条
対象事業者	PCB廃棄物の譲受けをする事業者
提出期限	譲受けを行う前

(11) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書【様式第三号（廃棄物処理法）】

根拠法令	廃棄物処理法施行規則第8条の27
対象事業者	前年度中に産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した事業者 ※ 電子マニフェストを使用している場合は届出不要です。
提出期限	毎年6月30日まで

(12) 産業廃棄物排出事業所届出書【第44号様式】

根拠法令	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第1項
対象事業者	産業廃棄物を排出する全ての事業者
提出期限	事業を開始した日から14日以内

(13) 産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書【第45号様式】

根拠法令	横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第2項
対象事業者	産業廃棄物排出事業所届出書（市規則第44号様式）の届出事項の変更、又は事業所を廃止した事業者
提出期限	事業所の届出事項を変更又は、事業所を廃止した日から14日以内

- * 印のある届出書の様式を、本冊子巻末に掲載しています。掲載のないものを含めた様式の電子データ及び記載例は、横浜市ウェブページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/02yousiki.html> (右QRコード)) よりダウンロードしてください。



7 PCB廃棄物に係る主な罰則

7.1 廃棄物処理法関係

廃棄物処理法第25条：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科

号	違反事項	違反条文	説明
5	措置命令違反	第19条の5第1項 第19条の6第1項	産業廃棄物の処分者等あるいは、産業廃棄物の排出事業者等が、生活環境の保全上の支障の除去等の措置命令に従わなかった場合
6	処理委託の規定に違反して他人に委託した者	第12条第5項 第12条の2第5項	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を収集運搬業者、処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託した者
13	処理委託の規定に違反して受託した者	第14条第15項 第14条の4第15項	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を収集運搬業者、処分業者その他環境省令で定める者以外の者が受託した場合
14	投棄禁止違反	第16条	廃棄物をみだりに捨てた者又は未遂の者
15	廃棄物の焼却の禁止	第16条の2	規定に違反して焼却をした者又は未遂の者

廃棄物処理法第 26 条：3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこの併科

号	違反事項	違反条文	説明
1	委託基準違反	第 12 条第 6 項 第 12 条の 2 第 6 項 第 14 条第 16 項 第 14 条の 4 第 16 項	事業者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の委託基準に違反した場合
2	改善命令違反	第 15 条の 2 の 7 第 19 条の 3	改善命令に従わなかった場合
6	不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者	第 16 条 第 16 条の 2	不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者

廃棄物処理法第 27 条の 2：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

号	違反事項	違反条文	説明
1	管理票を交付せず、規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した違反	第 12 条の 3 第 1 項	管理票を交付せず、第 12 条の 3 第 1 項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
5	管理票又はその写しの保存義務違反	第 12 条の 3 第 2 項、第 6 項、第 9 項、第 10 項	第 12 条の 3 第 2 項、第 6 項、第 9 項、第 10 項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者
6	管理票に虚偽の記載をして管理票を交付した違反	第 12 条の 4 第 1 項	第 12 条の 4 第 1 項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した収集運搬業者及び処分業者
9	電子情報処理組織使用への虚偽の登録違反	第 12 条の 5 第 1 項、第 2 項（第 15 条の 4 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）	第 12 条の 5 第 1 項、第 2 項（第 15 条の 4 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者
10	電子情報処理組織使用の運搬又は処分受託者が運搬又は処分（最終処分も含む。）の終了したときの未報告違反等	第 12 条の 5 第 3 項、第 4 項	電子情報処理組織使用の処理受託者が運搬又は処分（最終処分も含む。）の終了したときに情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合 電子情報処理組織使用の処分受託者が最終処分が終了した旨を情報処理センターに報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

廃棄物処理法第 30 条：30 万円以下の罰金

号	違反事項	違反条文	説明
1	帳簿備付け保存等義務違反	第 12 条第 13 項 第 12 条の 2 第 14 項	産業廃棄物処理施設が設置されている事業者又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業者が帳簿を備えず、記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は規定に違反して帳簿を保存しなかった場合
5	産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	第 12 条第 8 項 第 12 条の 2 第 8 項	事業者が産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった場合
7	報告違反	第 18 条	事業者が求められた報告をせず又は虚偽の報告をした場合
8	立入検査の拒否・妨害・忌避	第 19 条第 1 項 第 19 条第 2 項	廃棄物を輸出入する者及び事業者等に関し、職員が行う立入検査若しくは取去に対して拒否、妨害、忌避した者

廃棄物処理法第 32 条：

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の表中の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の表中に掲げる罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 25 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 12 号、第 14 号若しくは第 15 号又は第 2 項	3 億円以下の罰金
第 25 条第 1 項（前号の場合を除く。）、第 26 条、第 27 条、第 27 条の 2、第 28 条第 2 号、第 29 条又は第 30 条	各本条の罰金刑

7.2 PCB特措法関係

PCB特措法第33条：3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科

号	違反事項	違反条文	説明
1	改善命令違反	第12条第1項	保管事業者が改善命令に従わなかった場合
2	譲渡し及び譲受けの違反	第17条	環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けた場合

PCB特措法第34条：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

号	違反事項	違反条文	説明
1	保管状況等の届出義務違反及び虚偽の届出	第8条第1項（第15条において準用する場合及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。） 第10条第2項（第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。） 第10条第4項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）	保管事業者又は所有事業者が保管状況等又は廃棄の見込みの届出をせず又は虚偽の届出をした場合 保管事業者又は所有事業者が、処分終了又は廃棄終了の届出をせず又は虚偽の届出をした場合 保管事業者又は所有事業者が、特例処分期限日に係る変更の届出をせず又は虚偽の届出をした場合
2	高濃度PCB廃棄物の保管場所の変更違反	第8条第2項	保管事業者が、環境省令で定める場合のほか、高濃度PCB廃棄物の保管の場所を変更した場合
3	特例処分期限日に係る虚偽の届出	第10条第3項第2号 第18条第2項第2号	保管事業者又は所有事業者が特例処分期限日に係る虚偽の届出をした場合

PCB特措法第35条：30万円以下の罰金

号	違反事項	違反条文	説明
1	相続、合併又は分割の届出義務違反	第16条第2項（第19条において読み替えて準用する場合を含む。）	相続、合併又は分割があり、保管事業者又は所有事業者の地位を承継した者が届出をせず又は虚偽の届出をした場合
2	報告義務違反	第24条	保管事業者等又は高濃度PCB廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者がPCB廃棄物の保管又は処分に関し、報告をせず又は虚偽の報告をした場合
3	立入検査の拒否・妨害・忌避	第25条第1項	保管事業者等又は高濃度PCB廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者がPCB廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿その他の物件の検査又は試験の用に供する廃棄物の無償の取去に対して、拒否、妨害、忌避した場合

PCB特措法第36条：

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

資 料 編

【資料番号】	【資料名称】	頁
資料 1	PCB使用電気機器一覧	資-1
資料 2	PCB使用安定器の判別等	資-3
資料 3	PCB廃棄物保管施設等点検記録表	資-4
資料 4	運搬容器の使用前点検・修繕記録表	資-5
資料 5	緊急時対応マニュアル（保管時）	資-6
資料 6	PCB廃棄物を取り扱う際の注意事項等	資-7
資料 7	運搬容器の規格	資-8
資料 8	携行書類の記載内容例	資-9
資料 9	収集運搬時の確認・留意事項	資-10
資料 10	緊急時対応マニュアル（収集・運搬時）	資-11
資料 11	低濃度PCB問合せ一覧	資-12
資料 12	廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設	資-14

【様式番号】	【届出等様式名称】
--------	-----------

様式第一号(一) <small>(PCB特措法様式)</small>	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(保管事業者用)
様式第二号 <small>(PCB特措法様式)</small>	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書
様式第四号 <small>(PCB特措法様式)</small>	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書
第1号様式 <small>(市指導要綱様式)</small>	ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書
第3号様式 <small>(市指導要綱様式)</small>	ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書
様式第二号の十五 <small>(廃棄物処理法様式)</small>	産業廃棄物管理票（マニフェスト）

※ 本冊子に掲載のないものを含めた様式の電子データ及び記載例は、横浜市ウェブページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/O2yousiki.html>（下のQRコード）よりダウンロードしてください。



資料1

PCB使用電気機器一覧

(1/2)

PCB含有電気機器のうち、コンデンサー、変圧器、計器用変成器、リアクトル、放電コイルの製造業者とその表示内容を次の表に示します。なお、表に示していないものでもPCBが使用されたものがあると考えられますので、使用絶縁物の種類が明らかでないものの取扱いにあたっては、製造業者に問い合わせる必要があります。

※ PCB使用電気機器である高濃度PCBを含む変圧器、コンデンサー(3kg以上)などの**処分期間は令和4年3月31日をもって終了しています**。万が一、処分委託契約が済んでいないこれらのPCB廃棄物等を保管又は使用している場合は、速やかに横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課(☎045-671-2513)へ御連絡ください。

電気工作物の種類	製造業者名	表示記号等
変圧器	株式会社愛知電機工作所	変圧器不燃性油（1965年以前製造のもの）
		不燃油変圧器（1966年以降製造のもの）
		冷却方式LNAN（1966年以降製造のもの）
	富士電機製造株式会社	富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、不燃性油入、カネクロール油入
	株式会社日立製作所	J（型式番号中に「J」が含まれるもの）
	北陸電機製造株式会社	不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロール油入、富士シンクロール油入、不燃性合成絶縁油入変圧器
	株式会社明電舎	A（型式番号中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの） ※ NITAX, NIKAX, NIRSAX, NITSAX, NITA, NIRAX, NIRGAX, NIRSGAX, NORAX, NORSAXY, NOTAX, NORAXY, NIFA, NIFAX, NILAX, 等
	三菱電機株式会社	不燃性油入、不燃性油、ダイヤクロール
	日新電機株式会社	不燃油入、AF式
	大阪変圧器株式会社	不燃油入、不燃油使用
	株式会社高岳製作所	U（型式番号中に「U」が含まれるもの）、不燃性油入
	東光電気株式会社	不燃性油入
東京芝浦電気株式会社	不燃性絶縁油入、型式番号が「S」で始まるもの（「SI」で始まるものを除く。）。または、型式番号中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの、冷却方式が「L」で始まるもの。	
中国電機製造株式会社	不燃性油入	
電力用コンデンサー	株式会社日立製作所	TPB、J（型式番号中に「J」が含まれるもの）
	日立コンデンサ株式会社	DF CAPACITOR、DF式コンデンサ
	マルコン電子株式会社	表示に、PFCD、NHD、DF、NLD、NLD-C、不燃性油入、シバノール入と示されているものまたは型式CD～、MCD～、NCD～、FCD～、SSD～、SD～、D～、SDAB～、SDB～、SDR～、FCDE～、～FCD～、～SDS～、～SDF～、～AK～、～AD～、～AST～、SRT-AINR、SRTR～、SR～、～ED～、～EDS～、～EDF～、～AF～、～A～（ただし、～は数字（群）、-はハイフンを示す）で示されるもの。
	二井蓄電器株式会社	
	東京電器株式会社	
	松下電器産業株式会社	AF式
	三菱電機株式会社	KL-1、KL-2、KL-3、KUF、KAF、KBF、KEF、KUP、KAP、KBP、KEP、KTP、KAL、KGL、不燃性油、ダイヤクロール
日本コンデンサ工業株式会社 株式会社関西二井製作所	SPF、TPF、TPA、TPB、TPE、SAD、SAT、HPP、SF、TCS、TCB、AIB、TES、TEB、SFAI、TPFI、TPEI、DF式	

電気工作物の種類	製造業者名	表示記号等
	日新電機株式会社	AF式、AFP式、不燃製油含浸、三塩化ビフェニール含浸、五塩化ビフェニール含浸
電力用コンデンサー	株式会社指月電機製作所	THK、LV-1、SAK、PPA、PL、DF、DF式、不燃性油入、 または型式記号が、AK、AL、BK、BL、CK、CL、DK、DL、FK、FL、HFT、HTG、KK、KL、KTD、KTM、KTQ、KTT、KTU、P、RAK、RAS、RDF、RMO、RWO、RZO、SAK、SAS、STD、STM、STQ、STT、STU、THK、THS、ZA、ZH、ZJで始まるもの（ただし、PF、PHF、PPM、PPK、POMPで始まるものは除く）
	株式会社帝国コンデンサ製作所	不燃油、不燃性油、油入D式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式、 または型式記号が、A、B、C、D、E、Fで始まるもの
	東京芝浦電機株式会社	S（型式番号が「S」で始まるもの）、不燃性絶縁油入、 PFCD、CD、シバノール
	中国電機製造株式会社	不燃性油入
	古河電気工業株式会社	不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入
計器用変成器	富士電機製造株式会社	不燃性油入、富士シンクロール油入、富士不燃性合成絶縁油入、PCB使用
	株式会社日立製作所	J（型式番号中に「J」が含まれるもの）
	株式会社明電舎	A（型式番号中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの） （PAX、PAXE、CAPX、CNPAX、等）
	三菱電機株式会社	FH、CSF、CF、THF、CNF、CLF、TA、HSF
	日新電機株式会社	A（型式記号が「Aで始まるもの」）、不燃油入、AF式
	株式会社高岳製作所	製造年が1957年から1958年製造のもの（計器用変圧器または接地型計器用変圧器）、1958年から1959年製造のもの（計器用変流器）
	東光電気株式会社	不燃性油入
	東京芝浦電気株式会社	S（型式番号中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）、 不燃性絶縁油入
リアクトル	富士電機製造株式会社	富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、 不燃性油入
	株式会社日立製作所	J（型式番号中に「J」が含まれるもの）
	株式会社明電舎	A（型式番号中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの）（NITAX、NIKAX、等）
	三菱電機株式会社	不燃性油入、Z313655、Z313656、Z313657、Z313658、 Z377819
	日本コンデンサ工業株式会社	SRD、SD
	日新電機株式会社	AF式、不燃油入
	東京芝浦電気株式会社	S（型式番号中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）、 不燃性絶縁油入
	古河電気工業株式会社	不燃性油入、不燃性油、不燃性
放電コイル	日新電機株式会社	不燃油入、AF式
	東京芝浦電気株式会社	S（型式番号中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）、 不燃性絶縁油入（CVR-SM、CVTR-SM、CDTR-SN等）

（資料）財団法人産業廃棄物処理事業振興財団「PCB処理技術ガイドブック」より一部抜粋

1 P C B使用安定器

P C B使用安定器とは、P C B入りコンデンサーを力率改善用として使用していた安定器のことをいいます。

※「力率改善」とは、同じ消費電力に対して安定器の入力電流を少なくして、配線を細くしたり、電源設備容量を少なくすることをいいます。

2 P C B使用安定器の製造、出荷の期間

P C B含有安定器は、1957年（昭和32年）から1972年（昭和47年）8月までの間、製造されていました。昭和47年8月までに製造を中止し、9月以降の製造・出荷製品には使用されておりません。

3 P C B使用安定器を用いた照明器具の種類

- (1) 昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された、施設用の蛍光灯器具、水銀灯器具及び低圧ナトリウム灯器具のうち、次の種類のものに使用されていました。

① 蛍光灯器具

「ラピッドスタート式」及び「フリッカレス式」で、「高力率形」のものです。

※「ラピッドスタート式」とは、グロースタータを用いないでトランスの作用を利用して電源を入れると即時に点灯するもので、蛍光灯器具が多数設置されるビル、工場、学校などの施設用に用いられます。「普通力率形」と「高力率形」があります。「高力率形」とは、力率改善をしてあるものをいいます。

※「フリッカレス形」とは、蛍光灯の光のちらつきを少なくするために、ランプを二本組み合わせて点灯させ、それぞれの発光周期をずらせて、ちらつきを防止したものです。

② 水銀灯器具

「一般形」で、「高力率」のものや「定電力形」のもの、及び「フリッカレス形」のものが該当します。この器具の主な用途は、体育館や工場など高天井に設置される照明や、道路照明などです。また、安定器は、一般には器具に内蔵されておらず、器具と分離して「別置形」として設置されています。

③ 低圧ナトリウム灯器具

全機種。なお、この器具の主な用途は、トンネル灯です。

- (2) 一般家庭用の蛍光灯器具は、「グロースタータ式」の「低力率形」であり、P C Bは使用していません。

4 注意点

コンデンサー充填材固定型安定器の分解又は解体については認められていません。コンデンサー充填材固定型安定器については、高濃度のP C Bが封入されているコンデンサー部分のみならず、充填材をはじめとするそれ以外の部分にも高濃度のP C Bによる汚染が確認されています。

5 交換について

上記の点検により、P C B使用安定器と判別された場合は、速やかに交換が必要です。継続使用は危険です。安定器のみの交換ではなく、必ず照明器具ごと交換してください。

6 問い合わせ先・ホームページでの情報提供

- (1) メーカー等が判明している場合は、メーカー窓口にお問い合わせいただくか、ホームページで関係情報（ロット番号、該当品番（型番）等）をご覧ください。
- (2) メーカー等が不明な場合又は一般的な問合せについては、下記にお問い合わせください。

一般社団法人日本照明工業会 〒110-0016 東京都台東区台東4-11-4

電話 ; (03) 6803-0501 FAX ; (03) 6803-0064

P C B照明器具に関する問合せ : (03) 6803-0685

資料3

P C B 廃棄物保管施設等点検記録表

(保管容器及び保管物の点検を含む)

管理責任者確認

点検年月日	年 月 日	点検者氏名 (所属)		
施設名称等	項 目	点検結果	異常内容及び措置内容	確認
外観、屋根、壁	雨漏りの有無			
	床等 (流出防止措置)	破損 漏れ		
搬入搬出設備	破損状況			
	使用状況			
温度	高温対策			
換気 (設備)	器具破損			
	換気状況			
照明	器具破損			
	点灯の有無			
警報設備	破損			
	使用状況			
消火設備	破損			
	使用状況			
P C B 廃棄物 保管容器	亀裂、腐食、密閉性、 表示			
	漏れ			
P C B 廃棄物	亀裂、腐食、漏洩等			
転倒防止措置	固定金具、チェーン等			
掲示板	設置の有無	有 ・ 無		
	記載漏れ、汚れ、破損等	無 ・ 有		
保管場所の状況	不要物の保管	無 ・ 有		
	囲いの有無	有 ・ 無		
	部外者の立ち入り形跡	異常無 ・ 有		
特別管理産業 廃棄物管理責任者	選任の有・無	有 ・ 無		
	資格	有 【講習 ・ その他】 ・ 無 【予定 : 有 ・ 無】		

※ 結果欄、確認欄において「○」は合格、「×」は不合格、「/」は該当外項目であることを示す。

資料4

運搬容器の使用前点検・修繕記録表

記録番号

管理責任者確認

点検実施者	(所属) (電話)
点検年月日	
容器名称	(型式) (管理番号)
容器所有者	

点検部位	点検方法	点検項目	結果	異常内容	確認
				措置内容・年月日	
容器本体	目視	亀裂、損傷、変形はないか			
	目視	著しい腐蝕はないか			
	目視	外部に漏洩物の付着はないか			
マンホール	目視	破損・変形はないか			
注入口	目視	漏れはないか			
弁類	ハンマーテスト	緩みはないか			
配管	操作	操作は容易か			
計器	目視	安全弁の作動の形跡はないか			
	目視	計器の作動状況はよいか			
フレーム	目視	亀裂、損傷、変形はないか			
固定金具	目視	著しい腐蝕はないか			
吊上金具	目視	外部に漏洩物の付着はないか			
フォークポケット	ハンマーテスト	固定金具に緩みはないか			
表示	目視	汚損、破損等はないか			
	目視	表示に誤りはないか			

結果欄、確認欄において「○」は合格、「×」は不合格、「/」は該当外項目であることを示す。

備考

上表は、一般的項目を示すものである。それぞれの運搬容器の構造にしたがい点検部位を細分化し、点検部位毎に点検項目を定めること。上記以外の装置を装備する場合には、点検項目を追加すること。

平成23年8月改正「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」より抜粋。

資料5

緊急時対応マニュアル（保管時）

品名	PCB（ポリ塩化ビフェニル）	国連番号	2315
特性	<ul style="list-style-type: none"> ・純物質は難燃性で、しかも通常の使用温度では加熱、冷却しても性質が変わらないが、高温では可燃性である。絶縁油等の他の可燃性物質との混合物として存在することが多く、その場合、混合物は可燃性物質としての取扱が必要となる。 ・火災時に刺激性もしくは有毒なフェームやガスを放出する。 ・化学的に安定で、酸、アルカリに侵されない。 ・水に溶けないが有機溶媒によく溶ける。 ・人にとって重要な食物連鎖において、特に水生生物で生物濃縮が起こる。 ・環境中に長期間に渡って残存するので、環境中に放出しないようにする。 		
人体影響 (急性毒性のみ)	皮膚	<ul style="list-style-type: none"> ・吸収される可能性あり。 ・皮膚の乾燥、発赤。 	
	経口摂取	<ul style="list-style-type: none"> ・頭痛、しびれ 	
緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・裸火を禁止し、禁煙する。 ・火災時は、フェームやガスが放出されておらず、危険でなければ、粉末または泡消火器等で消火する。 ・漏洩時は危険でなければ、吸着材等で流出を防止する。 ・危険な場合には下記の関係機関に速やかに通報しその指示に従う。 ・液がこぼれた場合には、おがくず、ウエス等によく拭き取り、密閉容器に保管する。 ・液は絶対に流出させない。 		
緊急通報 (外部)	<p>○119（消防署） 110（警察署）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ ○○時○○分ごろ ・どこで ○○市○○区○○町 ・何が 「PCB……」が ・どうした 飛散、流出しています。／火災になっています。 ・けが人は けが人はいます。／けが人はいません。 ・私の名前は ○○会社の○○です。 		
緊急連絡 (内部)	<ul style="list-style-type: none"> ○特に休日・夜間に確実に連絡が取れる部署、電話番号を記入 ・住所 ・電話 平日（昼間） 休日（夜間） 		
公共の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境に重大な影響があると判断される場合、自身へ影響が及ばない場合には、作業者等は直ちに付近住民へ危険を知らせる。また、自身へ影響が及ぶと考えられる場合には直ちに避難する。 ・すべての方向に、適切な距離をとり立入禁止とする。 		
救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮な空気の場所に移す。 ・呼吸が停止している時は人工呼吸を行う。 ・汚染された衣服や靴を脱がせ、隔離する。 ・漏洩物に触れたときは、直ちに流水で皮膚あるいは目を最低15～20分間洗浄する。 ・救急車を呼び、医師の手当てを受ける。 		
暴露・接触時の 応急処置	蒸気吸入	新鮮な空気の箇所で安静にする。医師の診断を受ける。	
	皮膚接触	PCBに汚染された衣服を直ちに脱ぎ、水又は石鹼水（アルカリ性の強いものは使用しない）で洗浄する。 医師の診断を受ける。	
	眼	直ちに、多量の水で15分間以上洗眼した後、3%のホウ酸水で洗眼する（コンタクトレンズははずす）、医師の診断を受ける。	
	口腔内に入った場合	直ちに吐き出して水でうがいを繰り返す。 安静。医師の診断を受ける。	
事後処置	緊急処置が終了後には、横浜市資源循環局に状況報告を行う。		

(資料) PCB廃棄物収集運搬技術検討委員会 PCB廃棄物収集・運搬検討報告書(案) 平成15年2月より抜粋(一部修正)

資料6

PCB廃棄物を取り扱う際の注意事項等

法令	廃棄物処理法	・ 特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物	
	PCB特別措置法	・ 保管状況等の届出	
	労働安全衛生法（特化則）	・ 特定化学物質第一類（PCBを1%を超えて含むもの）	
	PRTR法	・ 第一種指定化学物質	
	下水道法	・ 規制物質（排除基準：PCB0.003mg/L）	
	水質汚濁防止法	・ 人の健康に係る物質 ・ （排水基準：PCB0.003mg/L、環境基準：PCBが検出されないこと）	
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	・ 第一種特定化学物質	
性状	消防法	・ 廃PCB等は危険物第4類第3石油類（コンデンサのみの場合は対象外、変圧器や廃PCB等は該当する可能性がある。）	
	色など	・ PCB自体は粘性油状で透明、ほとんど無色。 ・ 廃PCB等は黄色～褐色に着色していたり、懸濁物を含むこともある。	
	臭い	・ 甘いような特有の臭気がある。	
	引火性	・ 引火性は低いが、混合油、温度によっては引火する可能性がある。	
	密度（比重）	・ PCB自体は1.2以上と重い。 ・ 廃PCB等は混合油の種類によって異なる。	
	可燃性	・ 火炎により分解し、刺激性で有害なガス（塩素ガスなど）を生じる。 ・ 不完全燃焼するとダイオキシン類を生成する。	
	揮発性	・ 揮発性は低い。ただし閉めきった空間内で漏洩があれば、作業環境基準濃度以上になる可能性は高い。	
	水溶性	・ 水溶性はほとんどない。ただし、排水基準濃度以上には溶解する。	
	作業環境基準	・ 0.01mg/m ³ （管理濃度） ・ 皮膚吸収に留意すること	
	急性毒性	・ KC-300 LD50 1050mg/kgラット 経口 ・ KC-400 LD50 1140mg/kgラット 経口 ・ KC-400 LD50 800mg/kgマウス 経口	
	ADI（許容摂取量）	・ 5μg/kg/day	
慢性影響（人体影響）	・ 急性毒性は低いが、長期間又は大量に摂取した場合、下記のような慢性影響がある。 皮膚、粘膜系：ニキビのような吹き出物、皮膚の黒ずみ。眼や口腔粘膜異常。 ・ 肝臓系：黄色肝萎縮、黄疸、浮腫、腹痛 ・ 神経系：倦怠感、手足のしびれ、末梢神経系に異常 呼吸器系：気管支炎、免疫力の低下 ・ 内分泌系：ホルモンの機能異常 ・ その他：高脂血症、貧血症状		
その他	用途・物性・その他	・ 安定性、絶縁性、電気的特性が高く、電気絶縁油、熱媒体、感圧紙等に広く使用。 ・ 化学的に安定で、酸・アルカリに侵されない。 ・ 有機溶剤にはよく溶ける。 ・ この物質を環境中に放出してはならない。	
取扱時の注意事項	貯蔵	・ 食品や飼料から離しておく。 ・ 涼しい場所。乾燥。換気のよい場所に保管。	
	包装・表示（密閉されているもの）	・ 破損しやすい包装の物は密閉式の破損しない容器に入れる。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。	
	PCBを直接取り扱う場合	接触防止	・ 不浸透性の手袋、保護衣、眼鏡（顔面シールド）を着用。 ・ PCBが付着したものはPCB汚染物として扱う。
		飲食禁止、禁煙	・ 経口摂取の予防のため、作業中は飲食・喫煙をしない。
事故時の対処方法	揮発防止、ミスト発生防止	・ 空気との直接接触を避ける。 ・ 飛沫・ミストの発生を防止する。	
	漏洩	・ 漏れた液を密閉式の容器に集める。 ・ 残留液を土砂又は吸収材に吸収させて安全な場所に移す。 ・ PCBが付着した物は、密閉容器に保管する。	
	周辺火災時	・ PCBが高温にさらされないよう、火災地から離れる。	
	火災	・ 粉末消化剤、泡消火剤を使用。 ・ 消火排水の水系への排出を防止するよう努める。	
暴露・接触時の応急処理	吸入	・ 新鮮な空気の箇所まで安静にする。医師の診断を受ける。	
	皮膚接触	・ PCBに汚染された衣服を直ちに脱ぎ、水又は石鹼水（アルカリ性の強いものは使用しない）で洗浄する。 ・ 医師の診断を受ける。	
	眼	・ 直ちに、多量の水で15分以上洗眼した後、3%のホウ酸水で洗眼する（コンタクトレンズをはずす）、医師の診断を受ける。	
	口腔内に入った場合	・ 直ちに吐き出して水でうがいを繰り返す。 ・ 安静。医師の診断を受ける。	
緊急時運転手が取るべき手順	基本	・ エンジン停止、裸火禁止、禁煙 ・ 道路への表示、他の道路使用者、通行者への警告	
	緊急通報	・ 可及的速やかに警察及び消防に通報 ・ 運行管理者へ通報	
	緊急連絡	・ 運行管理者は、横浜市資源循環局、保管事業者（荷送人）、保管施設または処理事業者（荷受人）へ連絡する。	
	漏洩時	・ 漏洩の拡大防止、漏洩物の回収 ・ 必要な機器・用具（シャベル、回収容器など）及び保護具類を常備しておく。	

(資料)PCB廃棄物収集運搬技術検討委員会 PCB廃棄物収集・運搬検討報告書(案) 平成15年2月より抜粋(一部修正)

資料7

運搬容器の規格

名 称	内 容
①小型容器（固体用）	・内容積が450 L以下（収納物質量が400kg 以下）の容器であって、IBC容器及びポータブルタンク以外のものをいう。通常流通している容器には、ドラム（鋼製、プラスチック製）、ペール缶、18 L缶がある。
②小型容器（液体用）	・内容積が450 L以下（収納物質量が400kg 以下）の容器であって、IBC容器及びポータブルタンク以外のものをいう。通常流通している容器には、ドラム（鋼製、プラスチック製）、ケミカルドラム（内装容器がプラスチック製、外装容器が鋼製ドラムの複合容器）、ジェリカン（鋼製、プラスチック製）、ペール缶、18 L缶がある。
③中型容器（IBC容器） （固体用）	・内容積が3m ³ 以下の固体を運搬する容器であって、フォークポケットや吊り上げ金具など機械で荷役するための構造を有し、荷役等に関する性能要件があるものをいう。 IBC容器：Intermediate Bulk Container
④中型容器（IBC容器） （液体用）	・内容積が3m ³ 以下の液体を運搬する容器であって、フォークポケットや吊り上げ金具など機械で荷役するための構造を有し、荷役等に関する性能要件があるものをいう。
⑤ポータブルタンク （固体用）	・小型容器及びIBC容器以外の固体を運搬する金属容器であって、機械荷役及び固定用の装具、圧力安全装置、二重の閉鎖装置を有する底部開口部等を有する。
⑥ポータブルタンク （液体用）	・小型容器及びIBC容器以外の液体を運搬する金属容器であって、機械荷役及び固定用の装具、圧力安全装置、三重の閉鎖装置を有する底部開口部等を有する。
⑦漏れ防止型の金属製 容器	・通常の使用状態において十分な強度があり、水張り試験により漏れがない、蓋付きの金属容器であって、運搬するPCB 廃棄物に含まれる液量の1.25 倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の1.1 倍以上を吸収できる吸収材を入れて使用するものをいう。また、蓋は留め金等により運搬容器本体に固定できるものとする。空間容量の制限は受けない。塗装する場合には、PCB と相溶性のないものを使用すること。
⑧漏れ防止型の金属製 トレイ	・通常の使用状態において十分な強度があり、水張り試験により漏れがない、蓋のない金属容器であって、壁面高さ800mm 以上を有し、運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.1 倍以上を吸収できる吸収材を入れて使用するものをいう。また、漏れ防止型の金属製トレイは、必ず、コンテナ又は運搬車に収納し、運搬しなければならない。空間容量の制限は受けない。塗装する場合には PCB と相溶性のないものを使用すること。
⑨機械により荷役する 構造を有する容器	・消防法に規定される運搬容器であり、上記の④にほぼ相当するが、内容積が3m ³ 以下の液体を運搬する容器であって、フォークポケットや吊り上げ金具など機械で荷役するための構造を有する他、金属製の場合にあっては、使用材料の破断時の伸び・最小厚さ、安全装置の設置に関する構造要件を備えたものをいう。
⑩⑨に掲げる容器以外 の容器	・消防法に規定される運搬容器であり、上記の②にほぼ相当するが、内容積が250 L以下の容器をいう。
⑪移動タンク貯蔵所	・消防法に規定される危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクで、車両に固定されたものをいう。タンクローリー（単一車）、タンクトレーラー（被牽引車）、タンクコンテナ（積載式）の諸形態がある。容量は、1,000 Lから20,000 L以上まで多様な容器が使用されている。

資料) 平成23年8月改正「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」より抜粋

資料8

携行書類の記載内容例

P C B 廃棄物の種類		<input type="checkbox"/> 廃 P C B 等 <input type="checkbox"/> P C B 汚染物 <input type="checkbox"/> P C B 処理物
適 用 法 令	廃棄物処理法	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物
		<input type="checkbox"/> 特別管理一般廃棄物
	労働安全法	<input type="checkbox"/> 特定化学物質第一類
	消防法	<input type="checkbox"/> 危険物第 4 類第 3 石油類
		<input type="checkbox"/> その他 ()
船舶危規則	<input type="checkbox"/> 有害性物質	
取 扱 時 の 注 意 事 項	P C B の取扱いに関する一般事項	1 接触により皮膚や眼に炎症を起こすおそれがあるため、身体への暴露を防ぐよう以下のとおり取り扱うこと。
		① 不浸透性の手袋、保護衣、眼鏡（顔面シールド）を着用すること。
		② 経口摂取の予防のため、作業中は飲食、喫煙をしないこと。
		③ 飛沫、ミストの発生を防止すること。
		2 環境中に残存するので、環境中に流出させないこと。
		3 火災により分解し、刺激性で有害なガスを発生するおそれがある。
	P C B 廃棄物の取扱いに関する一般事項	1 高温にさらされないようにすること。
		2 飛散、流出等のおそれがないよう必要な措置を講じること。
		3 雨水に当たらないようにすること。
		4 転倒させる、落下させる、衝撃を加える、引きずる等粗暴な行為をしないこと。
		5 食品や飼料と一緒にしないこと。
		6 万一、P C B が漏れた場合には、ふき取る等必要な措置を講じること。
	特記事項	引火点の低い絶縁油が混入されているなど、上記以外の取扱い上の留意事項を記載

(資料) 平成23年8月改正「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」より抜粋

資料9

収集運搬時の確認・留意事項

項目	対策・留意事項	
従事者教育	・事前の教育、訓練の実施	
収集運搬対象物の事前確認	・最適車両の選定及び寸法、重量及び輸送条件等の確認	
収集運搬経路の設定	・事前調査による運行ルートの設定	
	・運搬における最適時間の設定	
収集運搬計画の周知	・運転者及び作業員への事前説明	
収集運搬経路の確認	・天候状況の確認	
	・路面状況の確認	
収集運搬対象物の目視確認	・収集運搬対象物を目視で確認し、容器の変形及び変色、運搬容器外への漏れ等の確認	
輸送機材の確認	・輸送機材チェックリストによる事前確認	
使用機材の確認	・使用機材のズレ等の確認	
固縛材の点検、確認	・固縛材の緩み等の確認及び再度の締め付け	
	・固縛強度の解析実施	
積み付け位置の確認	・固縛材の緩みから来る製品位置のズレの確認	
車両点検	・チェックリストによる確認	
	・休憩時の都度点検	
異常事態発生時の対応	・緊急連絡体制の確立	
PCBの漏洩	・運転者等による汚染拡大防止策の実施	
	・関係先への遅滞ない連絡の実施	
	・PCB拡散防止応急処置の実施	
	交通事故	・関係先への遅滞ない連絡の実施
	車両事故	・関係先への遅滞ない連絡の実施
PCB廃棄物の落下	・運転者等による汚染拡大防止策の実施	
	・PCB拡散防止応急処置の実施	
	・関係先への遅滞ない連絡の実施	
	・落下品の回収	

(資料) PCB廃棄物収集運搬技術検討委員会 PCB廃棄物収集・運搬検討報告書(案) 平成15年2月より抜粋

資料10

緊急時対応マニュアル（収集・運搬時）

品名	PCB（ポリ塩化ビフェニル）	国連番号	2315
イエローカード 指針番号	171（低、中程度の有害物質）		
緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジンを停止する。 ・緊急通報及び連絡を行い、その指示に従う。 ・火災時は、可能であれば初期消火を行う。 ・漏洩時は、危険でなければ、吸着材等で流出を防止する。 ・道路への表示、他の道路使用者、付近住民等への警告を行う。 		
緊急通報	<p>※ 119（消防署） 110（警察署） 高速道路非常電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ ○○時○○分ごろ ・どこで ○○市○○地区○○道、線○○付近で ・なにが 「PCB………」が ・どうした 飛散、流出しています／火災になっています ・けが人は けが人がいます／けが人はいません ・私の名前は ○○会社の○○です 		
緊急連絡	<p>※ 特に休日・夜間に確実に連絡が取れる部署、電話番号を記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社名 ・住所 ・電話 平日（昼間） (夜間) 休日（昼間） (夜間) ・運行を管理する者 		
火災時	運搬車両	<ul style="list-style-type: none"> ・通報するとともに、積載の消火器で初期消火する。 ・危険であれば速やかに避難する。 	
	積替え・ 保管施設	<ul style="list-style-type: none"> ・通報するとともに、消火設備で初期消火する。 ・危険であれば速やかに避難する。 ・可能であれば、PCB 廃棄物を火災区域から移動する、容器を水で冷却する等の対策をとる。 ・可能であれば、消火用水をせきとめ、後で適切に処理する。 	
漏洩時	液体漏洩	<ul style="list-style-type: none"> ・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 ・危険でなければ洩れを止める。 ・せき止めて吸引回収し、残留物は吸着材で取り除き、漏洩場所から移動して、後で適切に処理する。 ・排水溝、下水口、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 	
	固体	<ul style="list-style-type: none"> ・粉末のこぼれは飛散しないようにして回収する。 ・シャベル等を用いて、容器等に回収し、後で適切に処理する。 	
暴露・接触時の応急措置	蒸気吸入	<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮な空気の箇所ですぐに安静にする。 	
※ いずれの場合も医師の診断を受ける	皮膚接触	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB に汚染された衣服を脱ぎ、水又は石鹼水（アルカリ性の強いものは使用しない。）で洗浄する。 	
	眼	<ul style="list-style-type: none"> ・多量の洗浄水で15分以上洗眼した後、3%のホウ酸水で洗眼する（コンタクトレンズをはずす。）。 	
	口腔内に入った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・吐き出して水でうがいを繰り返す。 ・安静にする。 	
事後処置	※緊急処置が終了した後は、関係都道府県・横浜市等に状況報告を行う。		

(資料) 平成23年8月改正「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」より抜粋

資料11

低濃度PCB問合せ先一覧(詳細については次のウェブページで確認することができます。URL : https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/p_6-1.html)

(1/2)

○ 微量PCB検出変圧器等対策委員会企業

企業名	部門	TEL	ウェブページ
愛知電機㈱	電力事業部 産業営業グループ	0568-35-1181	https://www.aichidenki.jp/pcb/index.html
北芝電機㈱	営業本部 営業管理部	024-537-2473	http://www.kitashiba.co.jp/environment/pcb1.html
㈱キューヘン	品質保証部 品質保証グループ	0940-34-3212	https://www.kyuhen.jp/environment/pcb/
㈱指月電機製作所	管理本部 総務部	0120-888-453	http://www.shizuki.co.jp/information/pcb/
四変テック㈱	電力機器事業部 品質管理部 品質管理課	0877-33-2727	http://www.shihen.co.jp/company/environment/pcb/
㈱ダイヘン	品質・環境部	06-6390-5513	https://www.daihen.co.jp/csr/pcb/
㈱高岳製作所 現:(株)東光高岳	電力プラント事業本部 電力プラント事業企画部	03-6371-4468	https://www.tktk.co.jp/csr/environment/pcb/
中国電機製造㈱	営業部 営業総括担当	050-5524-1344	https://chuki.jp/info/index.html
トーエイ工業㈱	蓄電器部	045-411-5191	https://www.to-ei.co.jp/pcb.html
東光電気㈱ 現:(株)東光高岳	電力プラント事業本部 電力プラント事業企画部	03-6371-4468	https://www.tktk.co.jp/csr/environment/pcb/
㈱東芝 現:東芝インフラシステムズ(株)	生産企画部 環境担当 微量PCBお客様相談窓口	059-377-2053	https://www.global.toshiba.jp/contact/infrastructure/other/pcb.html
(株)トーヘン、東京変圧器(株) 現:東光器材(株)	営業部	048-765-1188	https://toukoukizai.co.jp/
東北電機製造㈱	配電機器事業部	022-364-2163	http://www.tem.co.jp/
㈱西島電機製作所	技術部	077-562-0891	http://www.torishimadenki.co.jp/enviroment/index.html
ニチコン㈱	総務部 環境担当窓口	075-241-5320	https://www.nichicon.co.jp/business/capacitors_power_equipment/pcb/
日新電機㈱	安全環境部	—	https://nissin.jp/important/pcb/
日立エーアイシー(株) 現:(株)タイツウ	営業部	044-433-3412	http://www.taitsu.co.jp/
㈱日立産機システム	事業統括本部 受変電・配電システム事業本部 品質保証部 変圧器品質保証課	0254-46-5535	https://www.hitachies.co.jp/environment/approach_for_eco/chemical.htm
㈱日立製作所	日立事業所 環境管理センター	0294-55-1130	http://www.hitachi.co.jp/products/power/information/pcb/index.html

企業名	部門	TEL	ウェブページ
株式会社フジケン 現：株式会社テックプレジジョン	MFP部品製造部 パーツセンター課	080-4373-8569	
富士電機株式会社	パワエレシステムインダストリー事業 本部フィールドサービス統括部事業推進部 コールセンター	0120-24-9194	https://www.fujielectric.co.jp/about/csr/other/econews_pcb.html
北陸電機製造株式会社	営業部 全国(北陸外)	076-475-1124	https://www.hokurikudenki.co.jp/product/information/
	営業部 北陸	076-475-1138	
松下産業情報機器株式会社 現：パナソニックスイッチギアシステムズ(株)	<トランス・開閉器> 品質保証部	0561-54-9314	https://panasonic.co.jp/ew/psgs/kankyo/#anc01
松下電器産業(株) 現：パナソニック インダストリー(株)	<コンデンサ、リアクトル> デバイスソリューション事業部 フィルムキャパシタビジネスユニット	0763-33-5510	https://www.panasonic.com/jp/corporate/is/info/20190401_1.html
マルコン電子株式会社 現：日本ケミコン株式会社 問合せ先：ケミコン山形株式会社	管理グループ 環境担当	0238-84-2134	https://www.chemicon.co.jp/company/sustainability/environment/pcb.html
三菱電機株式会社	環境推進本部	—	http://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/environment/pcb/index.html
株式会社明電舎	生産統括本部 安全環境管理部	—	https://meidensha.disclosure.site/ja/themes/136

○ 電機工業会会員企業

企業名	部門	TEL	ウェブページ
川崎電気株式会社 現：株式会社かわでん	品質保証部	0238-50-0233	https://kawaden.co.jp/
株式会社三英社製作所	営業本部 開発営業部	03-3781-8114	http://www.san-eisha.co.jp/
株式会社三社電機製作所	品質環境管理部 法規環境管理課	06-6321-0361	https://www.sansha.co.jp/
株式会社戸上電機製作所	営業本部 営業企画・支援G お客様サービスセンター	0120-25-7867	https://www.togami-elec.co.jp/
日本ガイシ株式会社	電力事業本部 営業部	-	https://www.ngk.co.jp/
光商工株式会社	茨城工場 品質保証グループ	0280-92-0355	https://www.hikari-gr.co.jp/

資料12

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設

(令和5年2月6日現在)

※ 最新の一覧は、環境省ウェブページ
(<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>) でご確認ください。 →

※ ◎は、汚染物のPCB濃度が5,000mg/kgを超え、100,000mg/kg以下の
PCB汚染物（金属くず等を除く）を処理できる施設として認定された施設。



廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づき無害化処理認定を受けた者は下記のとおりです。

事業者名	設置場所	問い合わせ先	処理の方法 【収集運搬の有無】	廃棄物の種類(微量PCB廃電気機器等・低濃度PCB含有廃棄物)			
				廃油	コン トラ レン サス ・ 等	汚そ 染の 物他	処 理 物
光和精鋳株式会社	福岡県北九州市	093-872-2100	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉(二次燃焼炉を含む。))	○	○	○	○
株式会社クレハ環境	福島県いわき市	0246-63-1231	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉) 【収集運搬有り】	○	○	◎	○
エコシステム秋田株式会社	秋田県大館市	エコシステムジャパン(株) 東部営業部(秋田) 0186-46-1500	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉、ガス燃焼式焼却炉及び固定床炉)	○	○	◎	○
神戸環境クリエート株式会社	兵庫県神戸市	078-651-5060	焼却 (ロータリーキルン及びストーカー炉焼却方式)	○		◎	○
株式会社富山環境整備	富山県富山市	076-469-5356	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉(二次燃焼室を含む。)) 【収集運搬有り】	○	○	◎	○
株式会社富士クリーン	香川県綾歌郡綾川町	087-878-3111	焼却 (ロータリーキルン及びストーカー炉燃焼方式及び固定床炉) 【収集運搬有り】	○	○	○	○
株式会社ジオレ・ジャパン(旧:関電ジオレ株式会社)	兵庫県尼崎市	06-6411-3690	焼却 (ロータリーキルン燃焼方式)	○			
三光株式会社	鳥取県境港市	0859-44-5367	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉(二次燃焼室を含む。)) 【収集運搬有り】	○	○	○	○
杉田建材株式会社	千葉県市原市	0436-96-1311	焼却 (ストーカー炉焼却方式及び固定床炉) 【収集運搬有り】	○	○	○	○

事業者名	設置場所	問い合わせ先	処理の方法 【収集運搬の有無】	廃棄物の種類(微量PCB廃電気機器等・低濃度PCB含有廃棄物)			
				廃油	コンデンサ等	汚染物その他	処理物
J&T環境株式会社 (旧:JFE環境株式会社)	神奈川県横浜市	045-505-7949	焼却 (ロータリーキルン・ストーカー炉焼却方式)	○		○	○
群桐エコロ株式会社 (旧:株式会社エコロジスタ)	群馬県太田市	0276-55-0500	焼却 (ロータリーキルン式焼却溶融方式及び固定床炉) 【収集運搬有り】	○	○	○	○
環境開発株式会社	石川県金沢市	076-244-3132	焼却 (揮発燃焼室付ロータリーキルン焼却炉及び熱風炉方式) 【収集運搬有り】	○		○	○
オオノ開発株式会社	愛媛県東温市	089-976-1234	焼却 (熱風炉付ロータリーキルン式焼却方式、トンネルキルン炉) 【収集運搬有り】	○	○	○	○
JX金属苫小牧ケミカル株式会社	北海道苫小牧市	0144-56-0231	焼却 (ロータリーキルン炉焼却方式及び固定床炉)	○	○	○	○
株式会社かんでんエンジニアリング	滋賀県大津市ほか	06-6448-5711	洗浄 (溶剤循環洗浄法(常温条件))		○		
DINS関西株式会社 (旧株式会社GE)	大阪府堺市	072-243-6335	焼却 (ロータリーキルン及びピストーカー炉燃焼方式)	○		○	○
ユナイテッド計画株式会社	秋田県秋田市	018-877-3027	焼却 (ロータリーキルン式焼却溶融炉方式) 【収集運搬有り】	○	○	○	○
エコシステム小坂株式会社	秋田県鹿角郡小坂町	03-6847-7011	焼却 (流動床式焼却炉) 【収集運搬有り】			○	○
北電テクノサービス株式会社	富山県射水市ほか	076-442-4818	洗浄 (加熱強制循環洗浄法)		○		
ゼロ・ジャパン株式会社	青森県八戸市ほか	03-5381-1233	分解・洗浄 (金属ナトリウム添着セラミックス分解・洗浄法)	○	○		
三池製錬株式会社	福岡県大牟田市	0944-53-7262	焼却 (亜鉛半溶融炉(MF炉))			◎	○
日重環境株式会社 (旧赤城鉱油株式会社)	群馬県みどり市	0277-73-0194	焼却 (ロータリーキルン式焼却方式及び固定床炉) 【収集運搬有り】	○	○	○	○
東芝環境ソリューション株式会社	秋田県秋田市ほか	044-331-7723	分解・洗浄 (化学的脱塩素化分解・洗浄法(CDP洗浄法))	○	○		

事業者名	設置場所	問い合わせ先	処理の方法 【収集運搬の有無】	廃棄物の種類(微量PCB廃電気機器等・低濃度PCB含有廃棄物)			
				廃油	コンデンサ等	汚染物その他	処理物
株式会社 太洋サービス	静岡県 浜松市	053-447-4640	焼却 (ロータリーキルンストーカ炉焼却方式及び固定床炉) 【収集運搬有り】	○	○	○	○
株式会社電力 テクノシステムズ	香川県 坂出市 ほか	044-967-0151	洗浄 (加熱強制循環洗浄法)		○		
九電産業 株式会社	福岡県 北九州市 ほか	092-761-4463	洗浄 (加熱強制循環洗浄法)		○		
東京鐵鋼 株式会社	青森県 八戸市	0178-28-9191	焼却 (ロータリーキルン式ガス化焼却炉、固定床炉及び小型焼却炉)	○	○	○	○
エコシステム千葉 株式会社	千葉県 袖ヶ浦市	エコシステムジャパン(株) 関東営業部(千葉) 0438-60-7175	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉) 【収集運搬有り】	○	○	○	○
北海道電力 ネットワーク 株式会社	北海道 苫小牧市	011-251-1123	洗浄【固定式】 (加熱強制循環洗浄法)		○		
株式会社イオン	福島県 須賀川市	0248-73-2454	洗浄【固定式】 (気化溶剤循環洗浄法)		○		
日本製紙勿来クリーンセンター株式会社	福島県 いわき市	0246-65-3111	還元熱化学分解方式 (ジオスチーム法) 【収集運搬有り】			◎	

廃棄物処理法に基づき、微量PCB汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可を受けた者は下記のとおりです。

事業者名	設置場所	問い合わせ先	処理の方法	廃棄物の種類(微量PCB廃電気機器等・低濃度PCB含有廃棄物)				都道府県許可した政令市
				廃油	コンデンサ等	汚染物その他	処理物	
エコシステム 山陽株式会社	岡山県 久米郡	エコシステムジャパン(株) 西部営業部(岡山) 0868-62-1341	焼却 (台車式連続炉方式)	○	○	◎	○	岡山県
三重中央開発 株式会社	三重県 伊賀市	三重中央開発(株) 中部営業部 0595-20-1631	熔融焼却 (ジオメルト法)	○		○	○	三重県

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(保管事業者及び所有事業者用)

年 月 日

横浜市 長

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業所コード

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称
保管事業場の所在地
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名
電話番号
保管の場所

書類の送付先 (いずれかを選択し、「その他」を選択した場合は下欄に詳細を記入してください)
[] 届出者 [] 保管事業場 [] その他
その他 事業場の名称 事業場の所在地 電話番号

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物 [(※1) 処分受託者との委託契約の締結予定日を記入してください。]

Table with 16 columns: 番号, 廃棄物の種類, 廃棄物の型式等 (定格容量, 製造者名, 型式, 製造年月, 表示記号等), (※1) 処分予定年月, 量 (台数又は容器の数, 総重量), 濃度区分, 保管の状況 (容器の性状, 困り等の有無, 分別・混在の別, 漏れ等のおそれ), 処理業者との調整状況, 参考事項

合計																	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
合計												

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
合計													

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(※2) 処分受託者との委託契約締結日を記入してください。
 (※3) 該当するPCB廃棄物を運搬受託者もしくは処分受託者に引渡した日を記入し、前年度中に引渡した場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)のD票又はE票のコピーを添付してください。

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	(※2) 処分委託年月日	処分受託者の名称	(※3) 処分年月日	
合計															

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の 管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		
合計												

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
合計												

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
合計												

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例:28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「製品の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第二号(第十条第二項、第十一条、第二十一条及び第二十八条関係)

(表面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書

年 月 日

横浜市 長

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第10条第2項、第11条、第21条及び第28条の規定に基づき、(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所)を変更したので届け出ます。

①変更前の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称		(特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者)の職名及び氏名	
事業場の所在地		電話番号	
(保管の場所／ 所在の場所)			

②変更後の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称		(特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者)の職名及び氏名	
事業場の所在地		電話番号	
(保管の場所／ 所在の場所)			

(日本産業規格 A列4番)

(裏面)

③移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	(廃棄物／製品)の種類	(廃棄物／製品)の型式等					量		濃度区分	変更年月日	変更前の事業場における番号	処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

書類の送付先 (いずれかを選択し、「その他」を選択した場合は下欄に詳細を記入してください)				<input type="checkbox"/> 届出者	<input type="checkbox"/> 変更前の事業場	<input type="checkbox"/> 変更後の事業場	<input type="checkbox"/> その他
その他	事業場の名称						
	事業場の所在地					電話番号	

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を変更した日から10日以内に、当該変更の直前の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
 - 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
 - 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
 - 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。
 - その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 - 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

年 月 日

横浜市長

届出者
住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分/高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄)を終えたため、届け出ます。

事業場の名称			事業所コード	
事業場の所在地				
連絡担当者		電話番号		

(保管の場所/ 所在の場所)				
-------------------	--	--	--	--

書類の送付先 (いずれかを選択し、「その他」を選択した場合は下欄に詳細を記入してください)					<input type="checkbox"/> 届出者	<input type="checkbox"/> 保管事業場	<input type="checkbox"/> その他
その他	事業場の名称	所在地	電話番号				

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
合計												

(裏面)

2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄終了年月	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
合計											

3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄及び処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
合計												

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日から20日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。
2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物としての処分も終了した場合には、3. に記載すること。なお、その場合にあっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に係る届出は、本届出をもって行われたものと解すること。
3. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
4. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。(例:不燃性油)
7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」又は「低濃度」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
10. 「参考事項」の欄について、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
11. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
12. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第2条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
特別管理産業廃棄物管理責任者	

新たに発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物

発生年月日	年 月 日								
発生場所									
発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物 <input type="checkbox"/> 当欄記載の通り <input type="checkbox"/> 別紙の通り									
番号	廃棄物の種類	定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数(総重量)	濃度区分	参考事項
発生理由									

書類の送付先 (いずれかを選択し、「その他」を選択した場合は下欄に詳細を記入してください)

届出者

事業場

その他

その他	事業場の名称		電話番号	
	事業場の所在地			

※本市記載欄	管理番号	
--------	------	--

ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第4条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書を提出します。

運搬責任者		所 属		氏 名		電話番号			
運搬理由									
保管 (所在)の 場所	変更前	名称				電話番号			
		住所							
		特別管理産業廃棄物管理責任者氏名							
	変更後	名称				電話番号			
		住所							
		特別管理産業廃棄物管理責任者氏名							
運搬予定年月日		年 月 日							
運搬するポリ塩化ビフェニル廃棄物		<input type="checkbox"/> 当欄記載の通り		<input type="checkbox"/> 別紙の通り					
番号	廃棄物の種類	定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数(総重量)	濃度区分	参考事項
運搬経路		※ 添付図面のとおり。							
運搬方法	運搬者	いずれかを選択し、「委託業者」を選択した場合は下欄に詳細を記入してください							
		<input type="checkbox"/> 自己運搬		<input type="checkbox"/> 委託業者					
		委託業者名					許可番号		
	運搬車両								
	運搬容器								
	積込み方法								
	積下し方法								
	転倒防止措置								
漏洩防止措置									

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産 業 廃 棄 物 管 理 票						
交付年月日	年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名	
事 業 者	氏名又は名称			事 業 場	名称	
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号	
産業廃棄物	種類			数量		荷姿
				備考・通信欄		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称	
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号	
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は保管	所在地 〒	
	住所 〒 電話番号				電話番号	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領欄	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領欄	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了 年月日 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。 2. 余白には斜線を引くこと。 3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。 4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。 5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。 						

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎23階

TEL : 045-671-2513

FAX : 045-663-0125

令和5年5月発行